

資料1-1
(修正履歴あり)

令和4年12月9日
第6回策定委員会資料

武蔵野市第六期長期計画・調整計画
(令和6(2024)年度~10(2028)年度)

討議要綱 (素案) Ver.1.0

令和5(2023)年 2月

武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会

目次

1 武蔵野市における長期計画・調整計画について	
(1)これまでのあゆみ	1
(2)調整計画の役割と位置付け	1
(3)計画期間と計画見直しのサイクルについて	1
(4)策定の流れについて	2
(5)討議要綱とは	3
2 基本的な考え方	
(1)計画に基づく市政運営	4
(2)情報共有の原則	4
(3)市民参加の原則	4
(4)協働の原則	4
3 第六期長期計画における基本目標等について	
(1)第六期長期計画における目指すべき姿	5
(2)基本目標について	5
(3)基本課題について	6
4 市政を取り巻く状況について	
(1)社会経済情勢等の変化	8
(2)人口推計	10
(3)財政状況	12
5 第六期長期計画(令和2(2022)年度～)の実績	
(1)分野別の実績	17
(2)新型コロナウイルス感染症の影響への取組み	19
6 分野別の課題	
(1)健康・福祉	21
(2)子ども・教育	25
(3)平和・文化・市民生活	29
(4)緑・環境	35
(5)都市基盤	39
(6)行財政	45

1 武蔵野市における長期計画・調整計画について

(1)これまでのあゆみ

武蔵野市は、昭和 46(1971)年の最初の「基本構想・長期計画」から、市民参加・議員参加・職員参加による「武蔵野市方式」と呼ばれる計画策定に取り組み、これまで約半世紀にわたり、「市民自治」を原則として、長期計画に基づく計画的な市政運営を推進してきた。市民自治とは、市民が主体となって自らの住むまちを築き運営していくという考え方である。

この間、公共施設や下水道等の市民生活の基盤が計画的に整備されるとともに、福祉や教育など各分野で市民と行政の協働による施策が展開され、行政だけでなく幅広い市民の参加・協働の取組みによって、市民生活全般の水準は着実に高まった。

市民自治の考え方は、本市の市政運営の最も重要な原理として今なお引き継がれている。平成 23(2011)年の地方自治法改正により、基本構想策定の法的な義務付けが廃止されたが、長きにわたる武蔵野市方式による計画策定の歴史を踏まえ、武蔵野市方式を制度化した武蔵野市長期計画条例(以下「長期計画条例」という。)を平成 23(2011)年 12 月に制定した。

また、4年ごとに策定改定される長期計画のみならず、様々な市政課題解決のために策定される専門的・具体的な個別計画においても、パブリックコメント(意見聴取)や意見交換会の実施など、幅広く市民の参加や意見を求めることが、「武蔵野市方式」という市政運営の一般的なスタイルとなっている。

このような市民自治の理念、市政運営のスタイルを未来へ継承し、発展させていくことを目的とした武蔵野市自治基本条例(以下「自治基本条例」という。)が令和2(2020)年4月に施行された。

本調整計画策定にあたっては、自治基本条例及び長期計画条例に基づき、これまで培ってきた「武蔵野市方式」による策定方式を継承し、より多様で広範な市民参加によって策定を進めていく。

(2)調整計画の役割と位置付け

10 年を1期の計画期間として策定される長期計画は、前期5年を実行計画、後期5年を展望計画としている。この中で、市長選挙が行われたときや市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものと規定しており、これが調整計画の策定にあたる。

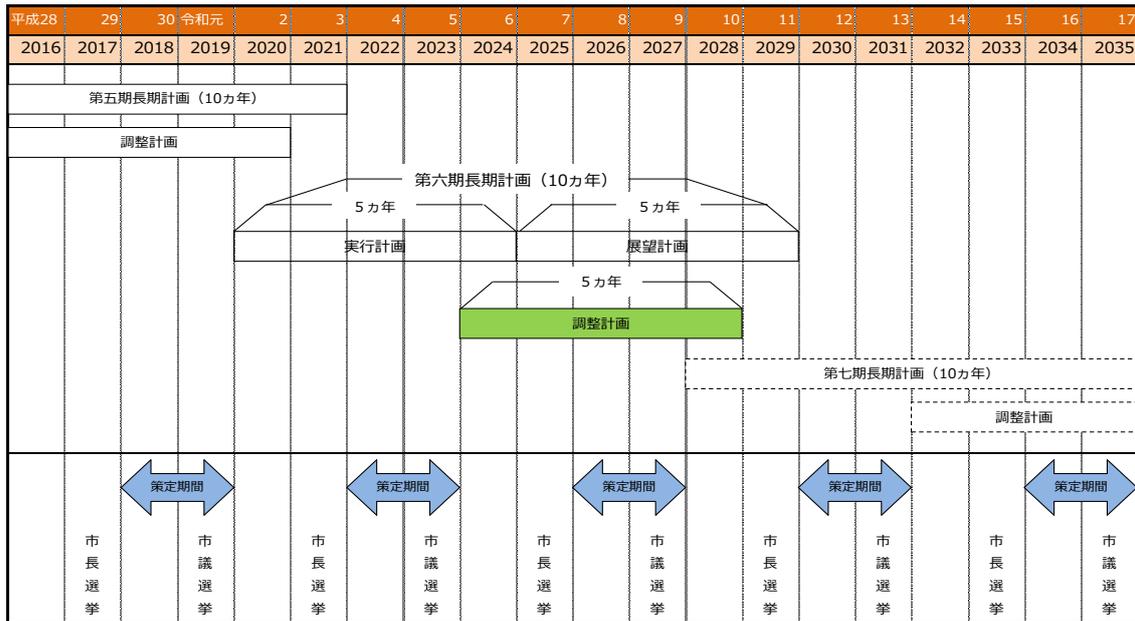
調整計画は、「市政運営の基本理念」と「施策の大綱」の見直し改定は行わず、実行計画に掲げた施策のうち、事業未着手、目標未到達等の施策についてその対応、展望計画として掲げた施策の検討、長期計画策定時との社会状況の変化により求められる施策等についての議論を軸に、時代背景に応じた形で見直しを行い、策定するものである。

(3)計画期間と計画見直しのサイクルについて

現在は令和2(2020)～11(2029)年度の 10 カ年を計画期間とする第六期長期計画に基づき市政運営を行っており、調整計画では、長期計画における令和6(2024)～10(2028)年度における市の政策を見直していく。

なお、円滑な市政運営のため、計画期間の最後の1年は次の計画と重複させて策定することとしており、実質的には市長の任期に合わせた4年ごとの見直しを行っている。

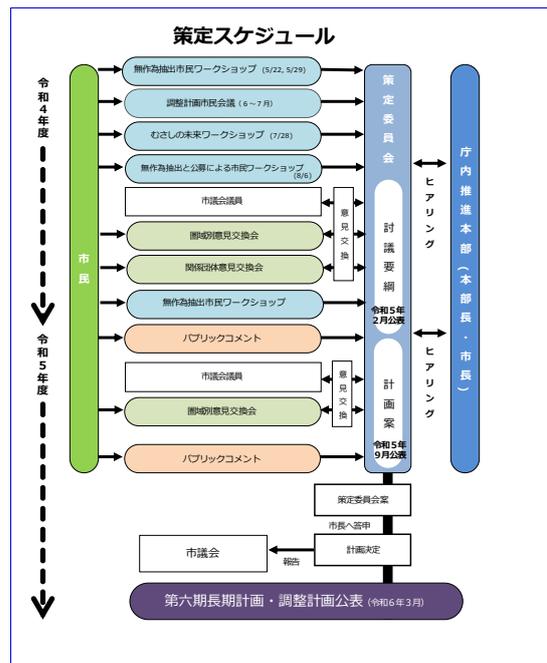
■ 計画期間と計画見直しのサイクル



1 (4) 策定の流れについて

2 令和4(2022)年5～8月にかけて、中高生世代向けのむさしの未来ワークショップ及びオンライン
 3 による無作為抽出市民ワークショップ、また対面による無作為抽出及びと公募による対面での市民
 4 ワークショップを開催した。6月には武蔵野市第六期長期計画・調整計画市民会議(以下「市民会
 5 議」という。)が設置されるとともに、7月には、市内在住の有識者、公募により選出された市民及び
 6 副市長からなる武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)が
 7 設置された。策定委員会では、各種計画や報告書等を参考に、議論が必要と思われる課題・論点
 8 について討議要綱としてまとめ、それをもとに、広く意見を求めたうえで、調整計画案を作成し、令
 9 和5(2023)年9月頃に公表することを予定している。その調整計画案について改めて広く意見を求
 10 めたのち、11月頃には、第六期長期計画・調整計
 11 画策定委員会案を市長に答申する予定である。

12 市長は答申された策定委員会案を尊重して、市
 13 長案を市議会に報告し、最終調整を経て、令和6
 14 (2024)年3月に第六期長期計画・調整計画が公表
 15 される予定である。



1 (5) 討議要綱とは

2 この討議要綱は、第六期長期計画・調整計画を作成するためのたたき台として、市民・議員・市
3 職員が特に議論すべきと思われる課題・論点についてまとめたものである。討議要綱作成にあつ
4 ては、むさしの未来ワークショップ、無作為抽出と公募による市民ワークショップ及び市民会議から
5 の報告書、第六期長期計画・調整計画の論点等に関する庁内ヒアリング、地域生活環境指標、将
6 来人口推計並びに市民意識調査等の各種調査報告書、これまでに本市が策定した各個別計画
7 及び事業実施状況等を参考にし、関係施設の視察も含め計8回にわたる策定委員会での議論を
8 経て作成した。この討議要綱をもとに、様々な手法により市民や関係者との意見交換を行い、広く
9 意見を求める。

10 なお、討議要綱記載の論点整理にあたっては、後期5年の展望計画として託された施策の検討、
11 法改正や社会状況の変化に対応する新たな課題を踏まえている中心に記載を行った。

12 長期計画策定時より事業が定常化したもの、現在個別計画や主要事業として課題解決のため
13 に議論が進行中のものについては、計画策定の対象となるものの、討議要綱の記載対象とはしな
14 いこととした。

15 本計画に係る市民の意見は令和5年 月 日まで常時受け付けている。策定委員会宛の意見を、
16 事務局である市総合政策部企画調整課宛に、郵送・電子メール等、表紙に記載の方法で、令和5
17 年 月 日までにお届けいただきたい。

2 基本的な考え方

昭和46(1971)年に策定した本市の最初の基本構想・長期計画において、「市民自治」を計画の原理として以来、これを本市の市政運営の基本原則として位置付け、現在に至るまで継承している。

本計画の前提となる第六期長期計画では、本市で培われてきた市民自治の伝統を継承していくことを確認し、これをさらに発展させていくための4つの原則を掲げ、長期計画における基本的な考え方としている。本計画においても、この基本的な考え方を継承する。

なお、この原則は、自治基本条例にも継承され、本市における自治の基本原則として本条例の第3条に規定されている。

(1) 計画に基づく市政運営

本市の将来を見通した計画的な市政運営を行うことを原則とする。長期計画をはじめとして、個別計画を含め、本市の計画は、市民や多くの関係者の意見を反映させて強い規範性を持つ計画として策定する。長期計画は、各分野の個別計画との整合性を確保しつつ、市政全体を俯瞰したうえで、財政計画に基づき、総合的な見地から、市政の向かう大きな方向性を明らかにし、優先化・重点化すべき政策を明示する。

(2) 情報共有の原則

市政への市民参加を推進していくために、行政の公正性と透明性を確保し、市政情報の積極的な共有を推進していくことを原則とする。市民自治の重要な要素である市民参加は、様々な情報が適切に市民に伝わって初めて成し得るものであり、その前提となるのが市民との情報共有・市民への情報提供である。

(3) 市民参加の原則

市政全般にわたって、市民自治の原点とも言える市民参加を推進していくことを原則とする。市は、様々な立場にある市民からの意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努める。そのために、市は市民参加の機会を整備するとともに、より進んだ市民参加のあり方について、市民の意見を踏まえて追及していく。

(4) 協働の原則

市政運営においては、市民自治のさらなる発展へとつながる協働の取組みを推進していくことを原則とする。多様化する公共的な課題への対応には、従来の行政サービスだけでは十分に対応することができないことも多くなっている。市民、市民活動団体、企業等の多様な主体と行政とが、課題意識とまちを良くしていこうという意識を共有し、対等の立場で各々の強みを生かしながら協働していくことが、豊かな地域社会の創造へとつながっていく。

3 第六期長期計画における基本目標等について

第六期長期計画における目指すべき姿と、それを実現するための基本目標及び前提となる基本課題は下図のとおりである。5つの基本課題は、市政全般に係る分野横断的な課題として抽出したもので、5つの基本目標に対して横串の関係となり、それぞれが相互に関連する課題である。



(1) 第六期長期計画における目指すべき姿について

誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち

(2) 基本目標について

1) 多様性を認め合う 支え合いのまちづくり

市民一人ひとりの生き方や価値観の多様化が進んでいる。また、様々な異なる背景を持つ市民の多様化も進んでいる。全ての市民があらゆる場面でお互いを認め合い、理解し合うことにより、寛容性が生まれ、人と人とのつながりが生まれる。このつながりが信頼感を醸成し、地域での見守りや支え合いの基礎となる。誰もが安心して住み続けられるよう、一人ひとりの多様性を認め合う、誰も排除しない支え合いのまちづくりを推進する。

2) 未来ある子どもたちが 希望を持ち健やかに暮らせるまちづくり

子どもは、まちにとって未来である。子どもがこの武蔵野市でそれぞれの個性をひらき、のびのびと育つことによって、まちが未来へと続く。子どもはまちの希望であり、活力の源であるとの認識を市民全体で共有する。そのうえで、地域全体で子ども・子育てを見守り、支援していくことで、子どもを安心して産み育てられ、未来ある子どもたちが希望を持ち健やかに暮らせるまちづくりを推進する。

3)コミュニティを育む 市民自治のまちづくり

武蔵野市は、市民自治のまちとして発展してきた。その核となっているのは地域のコミュニティによる支え合いである。人々の価値観が多様化している中で、コミュニティのあり方も変化している。この変化に対応し、地域の中で多様な主体同士の連携や協働により新たなチャレンジを重ねることで市民自治が進展していく。そして、この市民自治を通じた人と人との結びつきが、周りの市民の意識にも影響を与え、さらにコミュニティのつながりが育まれるという好循環のまちづくりを推進する。

4)このまちにつながる誰もが 住み・学び・働き・楽しみ続けられるまちづくり

武蔵野市が将来にわたって「住みたい、学びたい、働きたい、訪れたいまち」であり、さらに「住んで、学んで、働いて、訪れてよかった、楽しかったまち」となることを目指す。そのために、市民がそれぞれの価値観に合った生き方を実現できるための総合的な施策を充実させるとともに、武蔵野市の持つ多様な魅力や価値を内外に発信し共有していくことにより、まちの活力を向上させる。

5)限りある資源を生かした 持続可能なまちづくり

魅力と活力があふれる持続可能なまちを、責任を持って継承していくことが、今を生きる我々の責務である。未来に向けての積極的な投資を行えるよう、健全な財政を堅持するための最大限の工夫と努力をしながら、環境、福祉、経済、教育、文化等、多様な側面から、有限の資源である人材や物資、財源に加え、情報も含めて資源の有効活用を最大限に図り、持続可能なまちづくりを推進する。

(3) 基本課題について

A 少子高齢社会への取り組み

今後さらに少子高齢社会が進展していく。本市が持続可能なまちであるために、子どもが安心して成長できる環境のさらなる充実や、市民の健康寿命を延ばす取組み等を進める必要がある。また、市民が生活していくうえでの課題が多様化する中、課題解決のためには様々な知見や人材の関わりが重要であることから、新たな担い手の発掘と育成を促進し、地域におけるまちぐるみの支え合いの取組みを進めていく必要がある。

B まちの活力の向上・魅力の発信

本市の人口は、今後もしばらくは伸びが続くと推計しているが、緑や街並みを大切にした良好な住環境を守る方向性は堅持しつつ、より戦略的なまちづくりにより、これまで市民とともに作り上げてきた本市の個性と魅力を磨き上げ、それを内外に発信していくことで、現在の市民に長く住み続けてもらうとともに、将来の市民につながる転入希望者を増やし、まちの活力を向上させていく必要がある。

1 **C 安全・安心を高める環境整備**

2 近年、全国的に地震や水害による大規模な自然災害が発生している。また、巧妙化する犯罪等
3 に対する不安も根強く残る中、ハード・ソフト両面からの総合的な防災力の強化や防犯力の向上が
4 求められている。あわせて、様々な分野において「安心感」を持って日々の暮らしができるよう、セ
5 ーフティネットのさらなる充実を図る必要がある。

7 **D 公共施設・都市基盤施設の再構築**

8 住民サービスの基盤であり、さらにはまちの魅力や都市文化を醸成する重要な要素でもある公
9 共施設や都市基盤施設が、今後順次更新の時期を迎えることになる。再構築に必要な多額の財
10 源を確保するために、行財政改革への不断の努力を継続しながら、市民全体でこの課題を共有し、
11 適正な規模や水準について考えていく必要がある。

13 **E 参加・協働のさらなる推進**

14 地域における公共的な課題は、多様化・複雑化してきている。これらに対応するためには、様々
15 な立場の人々が課題や目的を共有し、知恵を出し合い、役割を分かち合って取り組んでいく必要
16 がある。様々な主体との連携・協働とともに、市民のまちづくりへの参加を促し、本市の市民自治の
17 さらなる進展を図っていく必要がある。

4 市政を取り巻く状況について

(1) 社会経済情勢等の変化

① 新型コロナウイルス感染症の影響

第六期長期計画は、令和元(2019)年に発生した新型コロナウイルス感染症が世界中に広がり、日本においても感染が急速に拡大していた令和2(2020)年4月から始まった計画である。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、小中学校等の長期にわたる臨時休校や、緊急事態宣言発出に伴う不要不急の外出制限、営業の自粛要請のほか、ソーシャルディスタンスの確保などが要請された。また、対面による会議や授業、イベントの実施、交流等も自粛・制限されるようになり、市民生活に大きな変化をもたらしたほか、地域経済にも大きな影響を与えた。

こうした変化に対応した「新しい生活様式」の定着が求められ、マスクの着用や手洗い・手指消毒の徹底、3密(密集・密接・密閉)の回避のほか、テレワークや Web 会議、オンライン配信を取り入れたイベントの実施などデジタル技術を活用した取組みが進められてきた。その一方で、社会の変化に伴う失業や廃業・倒産による生活困窮者等の増加や、人と人のコミュニケーションの希薄化、まちぐるみの互助の取組みの停滞、高齢者のフレイルの進行等が課題となった。

今後も新型コロナウイルス感染症のフェーズ変化を踏まえつつ、社会生活、経済生活の持続的な発展と感染症対策との両立に取り組む必要がある。社会に大きな変化をもたらした新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えていくには、ウイズコロナとアフターコロナの2つの視点で取り組んでいく必要がある。

② 現代社会における様々な変化

変化の激しい現代社会において、市政の方向性を見定めるためには、世界や日本全国の状況をはじめとして、市政を取り巻く社会経済情勢等を踏まえ、本市における地域課題や市民ニーズに的確に対応していく必要がある。

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等による原油価格・物価高騰の影響のほか、近年の世界的な気候変動がもたらすあらゆる場面での深刻な影響や、急速な人口減少と少子高齢化、また国が示した「自治体 DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進計画」によるデジタル技術革新やデジタル化の動きが急速に進むことで起こる様々な社会の仕組みの変革等、第六期長期計画策定後に大きな変化があり、今後さらにこれまで経験してこなかった新たな事象が起こる可能性がある。その過程において発生する課題に対し、徹底した情報共有・市民参加のうえ、市民自治・市民協働が一層充実していくことを通して乗り越えていくことが求められる。

こうした背景を踏まえ、本計画の策定にあたり考慮すべき主な動向を以下に挙げる。

◆ 原油価格・物価高騰による経済の悪化

- ・光熱水費や食材費等の高騰による市民生活、経済活動への影響
- ・生活困窮者、家計急変者の増加
- ・調達不安による公共工事等の遅延等

◆ 地球環境問題の深刻化

- ・自然災害被害の甚大化(風水害・猛暑・地震)
- ・自然界や世界の食糧事情への影響

- 1 ・脱炭素社会の実現に向けた取組み、再生可能エネルギーの導入
2
- 3 ◆**少子高齢社会の到来一層の進展**
- 4 ・人生 100 年時代
5 ・労働力不足
6 ・働き方改革
7 ・支援者への支援の不足や不在(8050問題、ヤングケアラー問題)
8
- 9 ◆**DX の推進**
- 10 ・行政手続のオンライン化
11 ・AI、RPA 等のデジタル技術革新
12 ・マイナンバーカードの普及及び活用
13 ・キャッシュレス化の進展
14
- 15 ◆**国際社会の動向**
- 16 ・新型コロナウイルス感染症の流行
17 ・ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻
18 ・持続可能開発目標 (SDGs) 達成への取組み
19 ・外国人旅行者・在住外国人グローバルな人口移動の変化
20
- 21 ◆**国の動向**
- 22 ・全世代型社会保障の構築
23 ・こども家庭庁の創設
24 ・デジタル庁の設立
25 ・急激な円安の進行
26 ・~~こども家庭庁の創設~~
27 ・外国人人材受け入れ制度の拡大

1

2 **(2)人口推計**

3 本市の総人口は直近5年間で約4千人増加しており、現在約 14 万8千人となっている。令和4
4 (2022)年に本市で実施した人口推計によると、直近の増加傾向を踏まえて、4年後の令和8(2026)
5 年には15万人を突破し、令和34(2052)年には約16万1千人になると推計している。

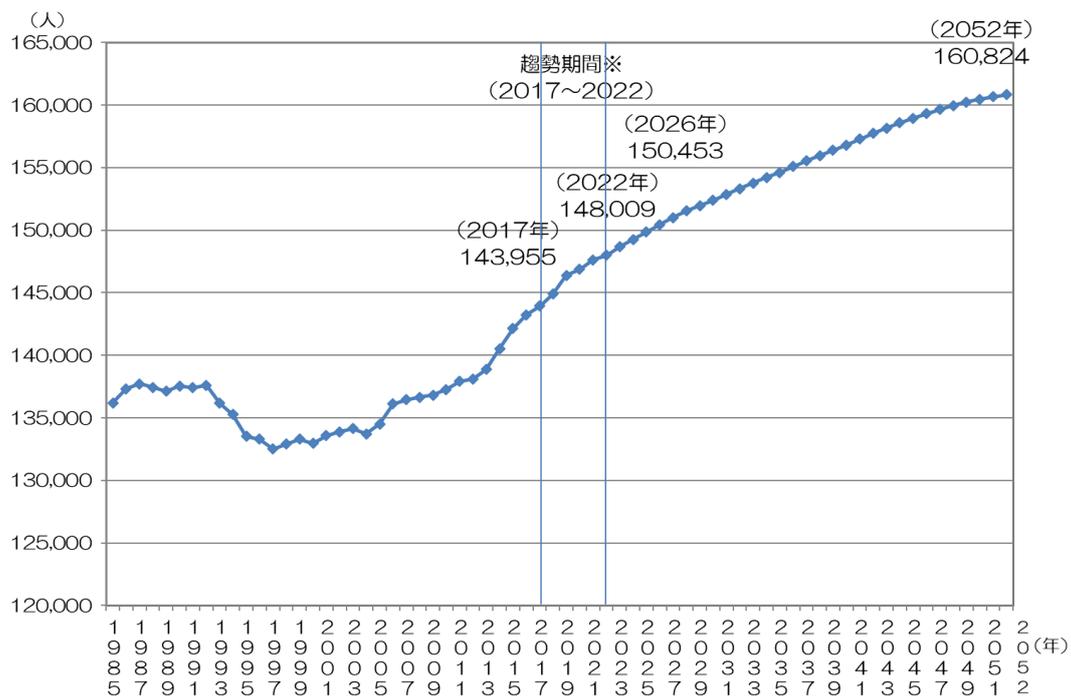
6 そのうち、日本人人口は、現在の約14万5千人から、令和34(2052)年には約15万7千人にな
7 ると推計している。

8 外国人人口は、現在の約3千人から、令和34(2052)年には約4千3百人になると推計している。

9

11

10 ■将来人口(総人口)



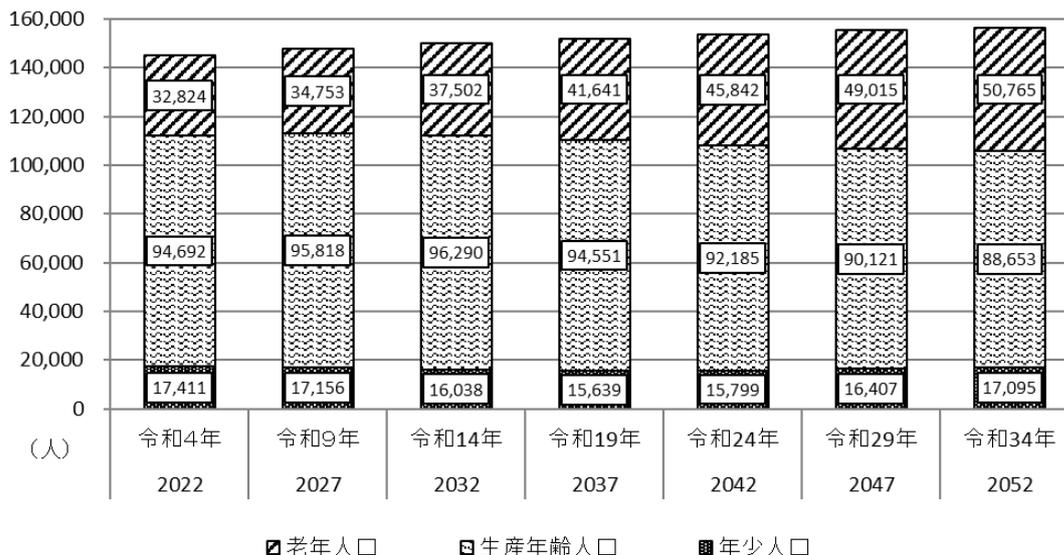
資料)武蔵野市の将来人口推計(令和4(2022)年~令和34(2052)年)

※この期間の出生、死亡、移動等の人口の変動要因に基づいて将来人口を推計する。人口推計の基礎となる期間。

1 日本人人口の内訳を年齢3区分人口で見ると、老年人口は増加傾向が続き、令和4(2022)年に
 2 22.6%の老年人口比率(高齢化率)は、令和 34(2052)年には 32.4%に達し、特に後期高齢者の
 3 割合が増加することが見込まれる。一方、年少人口は、令和4(2022)年の 12.0%から、増減を経て、
 4 令和 34(2052)年には 10.9%になると見込まれる。また生産年齢人口は、増加の後、減少傾向に
 5 転じ、令和4(2022)年の 65.3%から、令和 34(2052)年には 56.6%まで低下すると見込まれる。

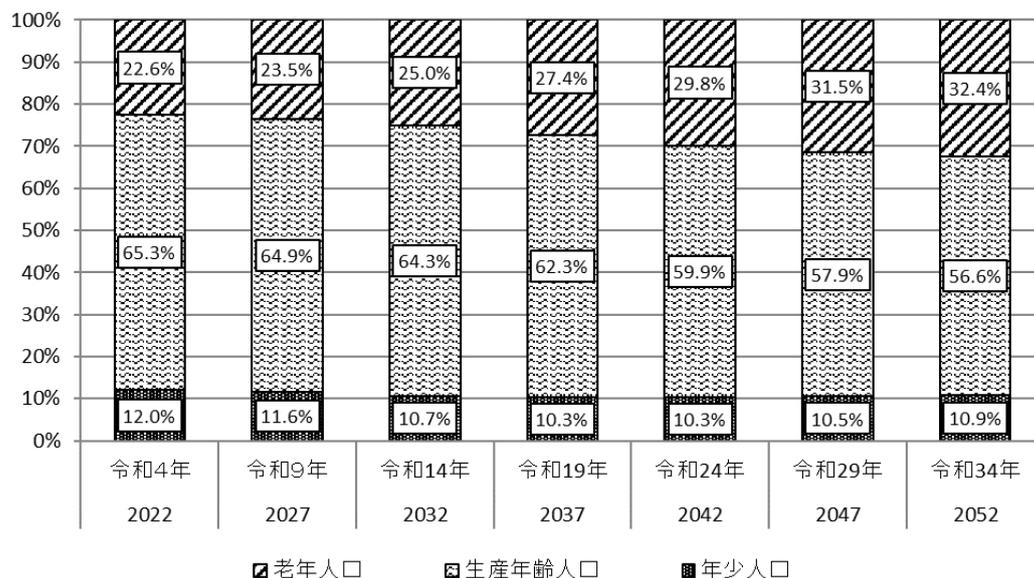
6
7

■将来年齢3区分人口（日本人人口）



8
9

■将来年齢3区分人口比率（日本人人口）



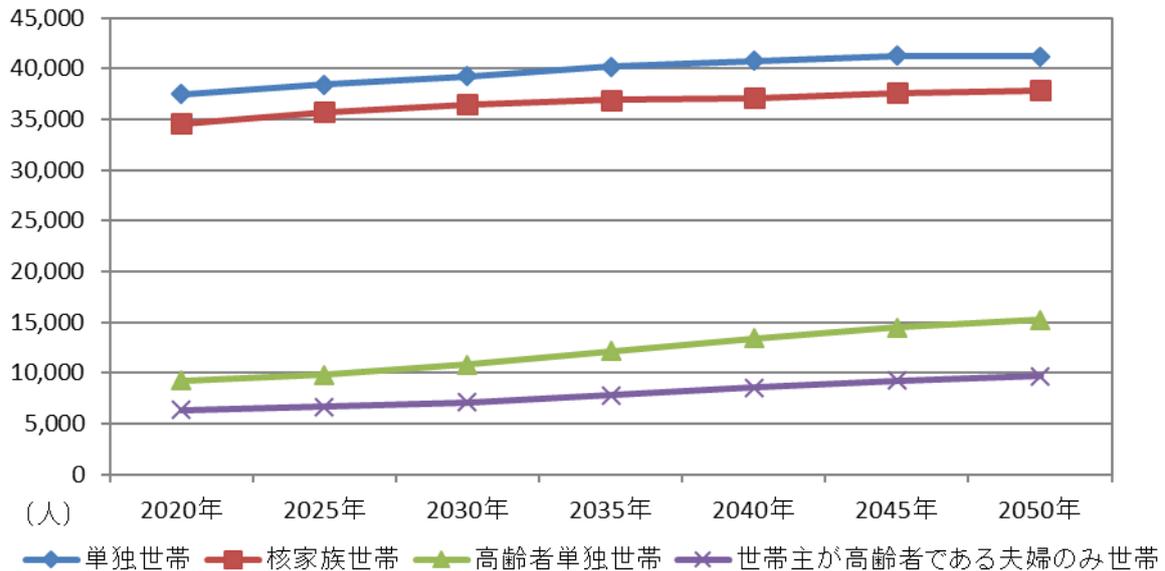
10
11
12
13

参考) 令和 34(2052)年の全国値: 老年人口 37.9%、生産年齢人口 51.6%、年少人口 10.5% (国立社会保障人口問題研究所における平成 29(2017)年推計)

※年少人口は0歳から 14 歳まで、生産年齢人口は 15 歳から 64 歳まで、老年人口は 65 歳以上の人口を表す。

1 世帯については、単独世帯、核家族世帯ともに、数は増加するものの比率は横ばい、もしくはやや
 2 や低下傾向となる。一方、高齢者単独世帯及び世帯主が高齢者である夫婦のみ世帯の数は、継
 3 続して増加を続けると見込まれる。

6 ■家族類型別世帯数の将来見通し



7 令和2(2020)年以降に生じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、東京都の人口が
 8 減少に転じるなど、人口問題においても大きな変化が生じたが、本市においてはやや増加速度が
 9 落ちたものの、人口の増加が続いている。全国的には人口減少が始まっている中で、今回の人口
 10 推計では、そうした直近5年間の人口増を反映して今後30年間は人口が減らないという予測が出
 11 ている。本市においては若年層の世代が多く転入し、その後も市内に留まっている状況がみられ、
 12 このことが人口増につながっていると考えられる。

14 この傾向が今後も維持されることで、老年人口が増加する中でも、生産年齢人口の割合が全国
 15 と比較して高い状況を維持できるということが今回の人口推計から示唆される。

16 なお、本市では長期計画や調整計画の策定にあわせて4年ごとに人口推計を行っているが、人
 17 口が推計値から一定の基準(おおむね総人口の1%程度)以上乖離した状況が1年間続いた場合
 18 には、推計の見直しを行うこととしている。

21 **(3)財政状況**

22 **1)日本経済の動向と国の財政**

23 令和4(2022)年6月の経済財政運営と改革の基本方針2022では、「経済は、新型コロナウイルス
 24 感染症による強い下押し圧力を受けながらも、持ち直しの動きを続けてきた。この間、医療提供
 25 体制の強化やワクチン接種の加速など経済社会活動回復のための環境整備を行うとともに、あら
 26 ゆる政策を総動員して国民の所得や雇用を下支えし」、「特に、厳しい影響を受けた方々や事業者
 27 に対する金融措置を含む万全の支援を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の影響から国民
 28 生活を守り、ポストコロナの持続的な成長に向けた基盤整備を進めてきた」とされている。

1 しかし、海外経済やウクライナ情勢の動向が不透明であり、世界でも突出した低金利政策、急激
 2 な円高の進行など不安要素は増している。今後の展開次第では景気の下押しリスクとなっていく可
 3 能性もある。

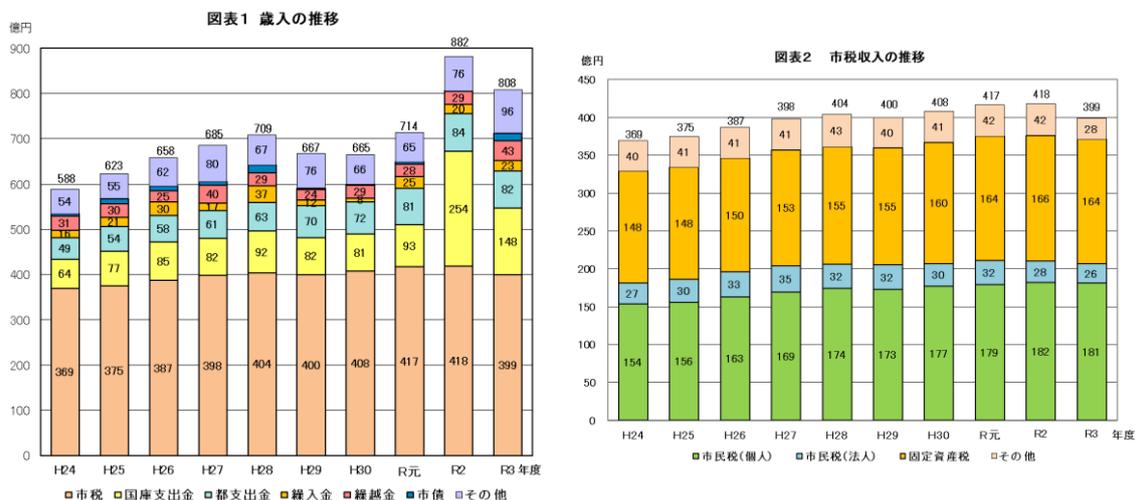
4 このような経済状況の中、国の財政の状況は、景気回復に伴い歳入が増加しており、基礎的財
 5 政収支は赤字幅が縮小する見込みとなっているが、黒字化には遠く及ばない状況である。また、
 6 国の借金である国債の残高は令和4(2022)年度末に 1,055 兆円に達すると見込まれており、財政
 7 健全化に向けた取り組みが必要とされている。

8 中長期的には、人口減少・少子高齢化の進展により、働く世代の減少が見込まれ、生産活動の
 9 停滞や消費の縮小につながり、経済規模が縮小する可能性がある。加えて、拡大が続く社会保障
 10 制度をどのように維持していくかは大きな社会経済の問題となる。

12 2) 武蔵野市の財政の状況と課題

13 武蔵野市の財政は、市民税や固定資産税を主とする市税が、例年は歳入全体の6割を占めて
 14 おり、多摩 26 市の中で最も高い構成比となっている。こうした市民の担税力に支えられ、健全な財
 15 政を維持している。財政状況を示す指数である財政力指数は令和3(2021)年度において、1.484
 16 (3カ年平均)と多摩 26 市の平均 0.956(3カ年平均)より高く、自治体の財政の健全性を判断する
 17 指標においても健全性が高いことが示されている。

18 過去 10 年間における決算は、500 億円台後半から 800 億円台の間で推移している(図表1)。
 19 市税は、360 億円台から堅調に伸び、平成 28(2016)年度以降は 400 億円台となった(図表2)。令
 20 和3(2021)年度は、本市独自の施策として行った都市計画税率2分の1軽減により、400 億円を下
 21 回ったものの、人口推計を考慮すると今後も 400 億円を上回るところで推移すると見込んでいる。



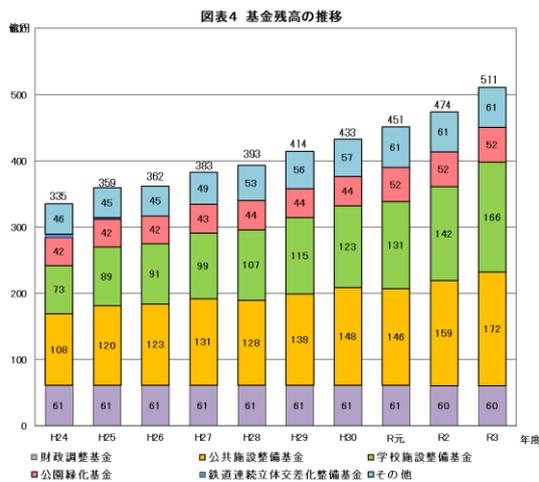
22 歳出では、義務的経費と呼ばれる人件費、扶助費、公債費が平成 29(2017)年度決算では 263
 23 億円だったが、令和3(2021)年度には 327 億円となり、10 年間で 64 億円の増となっている(図表
 24 3)。このうち、人件費は、定数適正化計画の実施による職員数の減や給与改定、各種手当の見直
 25 し等は行ったものの、会計年度任用職員制度の開始や財政援助出資団体へ派遣されている職員
 26 の給料支払方法の見直しなどが影響し、10 年間で 12 億円増加した。公債費については市債抑制
 27 に努めたことから、11 億円の減となっている。一方、扶助費は高齢化の進行、障害者自立支援法
 28

1 の施行・充実、保育サービスの充実等のほか、令和2(2020)年度以降は新型コロナウイルス感染症
 2 の影響に伴う各種給付金事業により **90億円もの**増となっている。今後も独居高齢者の増加や子
 3 育て支援施策の需要の増加等が予想され、扶助費の増加が見込まれる。

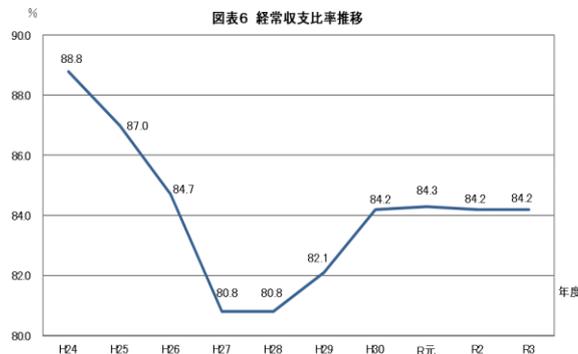
4 物件費は、継続的な事務事業見直しにより経費節減に努めたものの、消費税率の改正や新型
 5 コロナウイルスワクチン接種事業などの影響により、10年間で32.3%、42億円の増となっている。
 6 今後も増加傾向は続く可能性がある(図表3)。



7 投資的経費は、平成 26(2014)年度からの武蔵野クリーンセンター建設事業、新学校給食桜堤
 8 調理場建設事業など大規模な建設事業の際に増額となっている。今後は、学校施設をはじめ老
 9 朽化した公共施設が順次更新の時期を迎えるため、建替えに多額の費用が必要となることが想定
 10 される。基金については、令和3(2021)年度末には一般会計で 511 億円となっており、平成 24
 11 (2012)年度と比べ 176 億円の増加となっている(図表4)。借入金については、令和3(2021)年度
 12 末で、一般会計、下水道事業会計、土地開発公社あわせて、277 億円で、平成 24(2012)年度に
 13 比べ 81 億円減少している(図表5)。



1 市の財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は、平成 24(2012)年度以降、おおむね
2 80%台で推移している(図表6)。平成 30(2018)年度以降は、84%台で推移しており、今後の財政
3 需要を踏まえれば、低下は難しい健全性を維持できている状況である。



4 5 3) 財政見通し

6 歳入では、その6割を占める市税は、前回の計画策定時より人口が増加していることにより個人
7 市民税が増となり、固定資産税も地価等の動向を踏まえ、安定的に推移することが見込まれる一
8 方、法人市民税は、税制改正等により減額が見込まれる。また、ふるさと納税制度も税収減の要因
9 の一つであり、今後も制度の利用が拡大すると見込まれることから、危機感を持って注視していくと
10 ともに、制度による市政への影響を深刻な問題として捉え、市民に周知していく必要がある。こうし
11 た状況を踏まえ、市税全体では今後5年間は微増で推移することを見込んでいる。

12 歳出では、子育て支援、障害者や高齢者への福祉施策に要する経費は、引き続き増加が見込
13 まれるほか、今後、学校施設の更新や公共施設の老朽化への対応等により莫大な投資的経費が
14 必要となるが、昨今の物価高騰の影響は投資的経費をはじめとした事業費全体を大きく押し上げ
15 ることになり、今後の動向に注視が必要である。

16 中長期の財政見通しについては、令和4(2022)年度に実施した将来人口推計において、老年
17 人口は増加傾向が続き、生産年齢人口は一旦増加した後、前回推計よりは緩やかに減少していく
18 ことが推計されていることから、市税収入は当面は微増から横ばいで推移するが、令和20(2038)年
19 頃からは微減していくと想定している。また、将来人口推計で示された人口構成の変化から、社会
20 保障関係費をはじめとする経常的な経費の増加が続くことが想定される。さらに、老朽化する公共
21 施設・都市基盤の更新や大規模改修が本格化する。

22 新型コロナウイルス感染症の影響やウクライナ情勢、またそれらに起因する物価高騰など、これ
23 まで以上に社会情勢の変化が著しく、不確実性が増している状況であるが、市民福祉の向上のため
24 に、継続的な行財政改革の取り組みや基金や市債の活用など、持続可能な財政運営を図りなが
25 ら必要な投資を行っていく必要がある。

26 なお、参考資料として作成している長期財政シミュレーションについては、これまで経済の動向
27 や社会情勢など安定的な推移を前提に作成してきた。しかしながら、市財政を取り巻く税財政制度、
28 社会経済情勢が大きく変化していることを踏まえ、掲載内容について改めて精査するとともに、持
29 続可能な財政運営に向けた資料となるよう、計画案策定時(令和5(2023)年6月頃)に向けて検討
30 することとする。

31 歳入では、その6割を占める市税は、前回の計画策定時より人口が増加しているため個人市民

1 税が増となり、固定資産税も地価の動向や、建築動向を受け、安定的に推移することが見込まれる。
2 一方、法人市民税は、税制改正により減額が見込まれる。また、ふるさと納税制度も税収減の要因
3 の一つであり、今後も制度の利用が拡大すると見込まれることから、危機感を持って注視しなければ
4 ならない。あわせて、この制度による市政への影響を深刻な問題として捉え、市民に周知してい
5 く必要がある。

6 こうした状況から、市税全体では今後5年間は微増で推移することを見込んでいる。

7 歳出では、子育て支援、障害者や高齢者への福祉施策に要する経費は、引き続き増加が見込
8 まれるほか、今後、学校施設の更新や公共施設の老朽化への対応等による投資的経費が必要と
9 される。

10 中長期の財政見通しとしては、令和4(2022)年度に実施した将来人口推計において、老年人口
11 は増加傾向が続き、生産年齢人口は一旦増加した後、前回推計よりは緩やかに減少していくこと
12 が推計されていることから、市税収入は当面は微増から、横ばいとなるが、令和20(2038)年頃から
13 は微減していくと想定している。また、将来人口推計で示された人口構成の変化から、社会保障関
14 係費をはじめとする経常的な経費の増加が続くことが想定される。さらに、老朽化する公共施設・
15 都市基盤の更新や大規模改修が平成30(2018)年代中盤以降に本格化する。

16 こうした状況を踏まえ、市民福祉の向上のために、行財政改革の継続的な取り組みを進めるとと
17 もに、基金や市債を活用し持続可能な財政運営を図りながら、必要な投資を行っていく必要がある。

18 長期の財政シミュレーションについては、第六期長期計画と同様に計画案策定時(令和5(2023)
19 年6月頃)に実施予定である。基金残高の増加や市債残高の減少などは、計画どおり進んでいる
20 状況となっている。策定にあたり、市財政を取り巻く税財政制度、社会経済状況が変化している状
21 況を踏まえ、精査を行っていく。

5 第六期長期計画(令和2(2020)年度～)の実績

第六期長期計画の目指すべき姿「誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまち」の実現に向け、すべての領域において新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、その中で着実に事業を推進している。

(1)分野別の実績

1)健康・福祉

令和4(2022)年度から毎年9月の「認知症を知る月間」を発展させ「健康長寿のまち武蔵野推進月間」として幅広く認知症及びフレイル予防の普及・啓発を行うなど、健康寿命の延伸に寄与する取り組みは着実に進められている。

8050 問題やひきこもり等多様かつ複合的な課題を抱える方からの相談窓口として、令和3(2021)年度に福祉総合相談窓口を開設した。分野横断的に関係機関と連携しながら、包括的・継続的な支援に取り組んでいる。

地域包括ケア人材育成センターにおいて、人材育成、研修・相談、就職支援、事業者・団体支援の4つの事業を柱として福祉サービスを担う人材の確保と育成や質の向上を推進している。令和2(2020)年度から、介護職などの人材確保のため、市内の介護施設や障害者施設などに就職する方に対し、介護職・看護職 Re スタート支援金を支給している。

開設から354年が経過した保健センターにおいて、総合的な保健サービスを持続的に提供するとともに、新型コロナウイルス感染症や災害時医療への対応などの機能強化を図るため、保健センターの増築及び大規模改修を行い、保健・子ども子育て支援の複合施設の整備検討を行っている。

また、令和2(2020)年度には、桜堤ケアハウスデイサービスセンターの機能転換を図り、医療的ケア児などを対象とした「放課後等デイサービスパレット」を開設するなど、新たな福祉サービスの基盤整備等についても着実に進められている。

2)子ども・教育

未来にわたって子どもの尊厳と権利が尊重され、行政や学校、家庭や地域における各々の役割を明確化するために、武蔵野市子どもの権利条例(仮称)の検討を行っている。

妊娠期から子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制を確立するため、令和3(2021)年4月に、子育て世代包括支援センターを設置し、児童発達支援センター、教育支援センターとともにすべての子どもと子育て家庭が地域で孤立することなく適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携して包括的な支援を推進している。

保育施設の整備として認証保育所を認可化することにより、令和2(2020)年4月から3年連続で待機児童数ゼロを維持している。

全ての子どもの保健を向上させ、子育て家庭の経済的負担を軽減して必要な医療を安心して受けられる環境を整備するため、子どもの医療費助成制度について、令和3(2021)年度から段階的に拡充し、本市では0歳から18歳までのすべての期間において、所得制限のない子どもの医療費助成制度が確立した。

市立小中学校においては、児童生徒1人に1台整備された学習者用コンピュータを活用した授

1 業の実施、不登校児童生徒の多様な学びの場として「むさしのクレスコーレ」の開設、市講師の配
2 置拡充などによる教員の働き方改革、第一中学校及び第五中学校を皮切りに学校改築事業など
3 が着実に進められている。

5 3) 平和・文化・市民生活

6 戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に継承していくため、映画上映や絵本・紙芝居の朗読など
7 の市民向けイベントや、青少年平和交流派遣事業を実施し、平和啓発の取り組みを進めた。

8 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築を目指し、パートナーシップ制度を令和4(2022)
9 年4月に開始した。

10 日本人と外国人がともに理解し、尊重し合い、活躍できる環境の整備を積極的に図るため、令
11 和3(2021)年度に実施した外国籍市民意識調査の結果を踏まえ、武蔵野市多文化共生推進プラ
12 ン(仮称)の策定に取り組んでいる。

13 国や東京都の防災計画の修正内容や新型コロナウイルス感染症の対策等を踏まえ、国土強韌
14 化地域計画や震災復興マニュアルなどとの整合を図りながら、地域防災計画の修正に着手してい
15 る。

16 武蔵野市コミュニティ構想の公表 50 周年を記念し、令和3(2021)年 12 月にシンポジウムを実施
17 した。~~引き続き、市民活動への市民の関心と参加を促すために支援を継続していく。~~

18 文化・スポーツ・生涯学習の効果的な事業連携による市民サービスの向上を目指し、令和4
19 (2022)年4月に(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習事業団を合併し、(公財)武
20 蔵野文化生涯学習事業団を発足させた。

21 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会は原則無観客で開催されたが、市では新型コロ
22 ナウイルス感染症拡大防止の配慮を行いつつ取り組みを進めた。また、大会を契機に様々な分野
23 にわたる行動計画に基づいた取り組みをレガシーとして残し、豊かな市民文化の醸成を着実に進め
24 ている。

25 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興に向かうため、CO+LAB MUSASHINO を
26 実施し、事業者間の相互連携と新たな事業展開の促進を図った。

28 4) 緑・環境

29 環境問題を自分ごととしてとらえ、考え、行動していく市民の学びや行動を支える総合的なネット
30 ワーク拠点として令和2(2020)年 11 月に環境啓発施設「むさしのエコ re ゾート」を開設した。

31 また、本市の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための第五期環境基本
32 計画や関連する地球温暖化対策実行計画を策定するとともに、令和3(2021)年2月には「2050 年
33 ゼロカーボンシティ」を表明し、温室効果ガス排出実質ゼロを目指している。令和4(2022)年度に
34 は、市民が地球温暖化対策について主体的に議論する場として気候市民会議を開催している。

35 受動喫煙防止に向け、3駅圏に閉鎖型喫煙所を設置するとともに、環境美化を図るための啓発
36 に取り組んでいる。

37 公園緑地については、森林環境譲与税を活用した遊具の更新や公園のリニューアルなどに取り
38 組み、既存ストックのポテンシャルを活用した魅力ある整備を推進している。

5) 都市基盤

武蔵野市の目指すべきまちの将来像を明確にするとともに、今後のまちづくりの方向性を示すため、社会経済情勢の変化や法令の改正などを踏まえ、「武蔵野市都市計画マスタープラン 2021」に改定した。

市内の大型・小型街路灯のLED化を完了させ、照度アップによる安全・安心の向上及び環境負荷の低減を図った。

下水道総合計画及び使用料手数料の見直しを行い、健全化に取り組んでいる。また、今後の老朽化対策事業の急激な増加に対応するため、長期包括契約方式(包括的民間委託)の試行実施を決定し、執行体制の整備を進めている。

「武蔵野市バリアフリー基本構想 2022」に改定し、全市的なバリアフリー水準の底上げや重点的な整備が必要な3駅及び市役所周辺のバリアフリー化の推進を図った。

「第四次住宅マスタープラン」を策定し、質の高い住まいや住環境づくりなどの住宅施策を総合的かつ体系的に推進した。

「三鷹駅北口街づくりビジョン」に掲げる目指すべき街の姿の実現に向けた取組みのうち、主に交通環境に関わる施策についての課題とその解決に向けた考え方をとりまとめた「三鷹駅北口交通環境基本方針の策定に向けた考え方」を公表し、地域の方々の課題共有、今後の方針の意見交換を行っている。

6) 行財政

市民自治の理念等を未来へ継承し、発展させていくことを目的とした自治基本条例(令和2(2020)年4月施行)に基づき、市民参加の手続きを制度化・体系化し、新たな行政評価制度案を作成した。

また、多様な市民ニーズをより適切かつ効率的に把握するため、市政アンケートと市民意識調査を隔年で実施している。

第2期公共施設等総合管理計画や公共施設保全改修計画を策定し、学校施設をはじめとする公共施設等の計画的な維持・更新に取り組んでいる。

第六次行財政改革基本方針を策定し、分野を超えた視点から既存の事業・施策の必要性や優先度を検証し、中止や廃止も含めて効率的に事業の見直しを行う新たな仕組みを構築した。

保育士の採用再開やエキスパート(長期的専任職)の専任分野拡大など、職員の専門性の強化を図ったほか、時差勤務やコロナ禍におけるテレワークの実施など、多様な人材の確保・育成や組織の活性化に取り組んだ。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響への取組み

第六期長期計画は感染症対策についても記載していたものの、新型コロナウイルス感染症ほど大規模かつ長期にわたる感染症の到来を想定していたものではなかった。そこで武蔵野市では、第六期長期計画の理念を踏まえながら、令和2(2020)年1月31日に武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して以来、感染症対策に関する基本的な考え方や6回にわたる対応方針を策定してきた。PCR検査センターの設置や新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施のほか、自宅療養者支援センターの開設など、様々な感染拡大防止対策に取り組んできた。また、令和3

- 1 (2021)年度の都市計画税の減税のほか、商店会活性出店支援金やくらし地域応援券事業など、
- 2 市独自の取組みによる様々な経済支援や生活支援等を進めてきた。
- 3 ◆**主な感染症対策**
- 4 ・武蔵野市 PCR 検査センターの設置
- 5 ・感染症指定及び救急医療機関支援補助金
- 6 ・高齢者及び障害者施設における利用者・職員を対象とした PCR 検査費用助成
- 7 ・接待を伴う飲食店の従業員を対象とした PCR 検査の実施
- 8 ・新型コロナウイルスワクチン接種事業
- 9 ・自宅療養者支援センター開設
- 10 ・新型コロナウイルスワクチン個別接種・高齢者接種・障害者接種支援
- 11 ・小中学校感染防止対策(消毒業務)
- 12 ◆**主な市民生活支援**
- 13 ・ひとり親世帯等への臨時給付金
- 14 ・市税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金・下水道使用料等の支払い猶予
- 15 ・武蔵野市くらし地域応援券事業
- 16 ・国民健康保険税・介護保険料の減免
- 17 ・子ども子育て支援特別給付金
- 18 ・学習者用コンピュータの活用
- 19 ・就学援助費支給対象者の臨時的拡大
- 20 ・生活困窮者住居契約更新料給付金
- 21 ・生活困窮者特別就職支援金
- 22 ◆**主な経済活動・事業者支援**
- 23 ・感染拡大防止中小企業者等緊急支援金
- 24 ・テイクアウト・デリバリー支援事業
- 25 ・中小企業者等テナント家賃支援金
- 26 ・商店会活性出店支援金
- 27 ・感染拡大防止インフラ中小企業者等支援金
- 28 ・事業者支援「ほっとらいん」の開設
- 29 ・武蔵野市くらし地域応援券事業【再掲】
- 30 ・令和3(2021)年度都市計画税の減税
- 31 ◆**その他の支援・対策**
- 32 ・文化施設の使用料減額
- 33 ・文化施設使用料減額による芸術文化関係者・アーティスト支援
- 34 ・文化施設・生涯学習施設等の利用キャンセルに伴う使用料全額返還
- 35 ・庁内における WEB 会議システムの活用 等
- 36

1 6 分野別の課題

2 (1) 健康・福祉

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み

少子高齢化の進行等による社会構造や市民のニーズの変化に対応するために、武蔵野市健康福祉総合計画に基づいて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取組みを推進していく。また、まちぐるみの支え合いを着実に進めることで、本市における地域共生社会を実現していく。

2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

地域医療の課題と取り組むべき事項を整理した武蔵野市地域医療構想(ビジョン)に基づき、市民の生命と健康を守る病院機能の充実と市民の在宅療養生活を支える仕組みづくりを進める。

3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実

全ての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本市がこれまで構築してきた小地域完結型の相談支援体制と地域による見守りネットワークをさらに充実させる。

4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み

福祉人材の確保は喫緊の課題であるため、高齢者等の生活を支える根幹である福祉人材の確保・育成に関する総合的な施策を推進し、量の確保のみならず質の向上に重点を置いた取組みを推進していく。

5 新しい福祉サービスの整備

高齢者や障害者をはじめ誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生活を継続することができるよう、必要な基盤整備を計画的に進めていく。本市の地域特性にあわせた小規模・多機能・複合型を基本として、地域共生社会に対応した多世代型の新たなサービス及び施設を整備する。

3

4 基本施策1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み

5 1)「健康長寿のまち武蔵野」の推進

6 誰もが、より長く元気に暮らすことができる社会を目指して、市民一人ひとりが予防的な視点を持ち、
7 主体的な健康づくりの活動を推進する取組み(セルフケアの推進)を支援する。

8 健康長寿と望ましい食習慣には重要な関係がある。ライフステージや個々の状況に応じて異なる栄
9 養課題に対して、地域の団体や企業等と連携した事業実施や情報提供、専門職が連携して行う栄養
10 ケアなどの食育事業を推進する。

11 2)武蔵野市ならではの互助・共助の取組みの推進

12 テンミリオンハウスやレモンキャブといった従来の地域における共助・互助の取組みの推進に加え、
13 いきいきサロンやシニア支え合いポイント制度などの施策の展開によって、地域で支え合い、安心し
14 て暮らせるまちづくりを進める。

15 今後、地域住民による自主的な活動をするための場所の確保や、運営を担う人材の発掘・育成、
16 ICTの活用、取組みの周知といった課題への対応を検討する。

17 社会参加が効果的な介護予防や健康寿命の延伸につながるという考え方のもと、支える側と支えら
18 れる側という関係性を越えて、誰もが地域活動の担い手となるよう活躍の場を広げる取組みを推進す

る。

3) 地域共生社会の実現に向けた取組み

誰もがいきいきと安心して住み続けられる支え合いのまちを目指し、分野や属性の壁を越えて、市民及び地域の多様な主体の参画と協働を推進する。

障害者差別解消法の理念に基づき、心のバリアフリー及び民間事業者に対する合理的配慮の啓発等に取り組み、関係機関と連携を図りながら、障害者差別の解消に向けた取組みを推進する。

基本施策2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

1) 生命と健康を守る地域医療の維持・充実と連携の強化

かかりつけ医となる診療所や病院等の関係機関と引き続き連携及び情報共有を図りつつ、必要に応じて支援を行うことにより、まちぐるみの支え合いを医療面から支える地域医療体制を整備する。引き続き、吉祥寺地区の病床確保に向けた取組みを推進する。医療連携訓練等により、活動マニュアルの検証及び更新を行い、災害時医療体制を構築する。

2) 在宅療養生活を支える医療・介護の連携

医療と介護の両方を必要とする高齢者や障害のある方等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、切れ目ない在宅医療と介護の連携を引き続き推進する。

3) 健康危機管理対策の推進

令和2年1月に新たに指定感染症とされた新型コロナウイルス感染症に対応するため、全庁体制で様々な対応を行ってきた。健康危機発生時に備え、平常時から訓練等により医療関係機関等との連携体制の強化に努め、危機発生時の行動計画、BCP、マニュアル等の整備を推進する。また、市民に対して引き続き正確な情報発信に取り組む。

保健センターの増築及び大規模改修にて、感染防止衛生用品の備蓄等の感染症対応に関する機能の向上を図る。

東京都多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センターを感染症対策の機能を有する支所として拡充することを引き続き東京都に要望していく。

基本施策3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実

1) オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化

市民の介護・福祉に対するニーズは多様化、複雑化しており、制度ごとのサービス提供だけでは解決の難しい場合が増えている。

ひきこもりなど、多様かつ複合的な課題を抱える市民の相談窓口として開設した福祉総合相談窓口において、各関係機関などとの連携を円滑にし、困りごとの解決に向けた包括的・継続的な支援体制の強化に取り組む。また、当事者や家族を支援する事業を充実させるとともに、地域住民の理解が進むよう、セミナーや講演会等の普及啓発を推進する。

子育てと介護等を同時に行うダブルケア、トリプルケアを担う人が増えているため、社会資源を適時

1 適切に活用した負担軽減が求められている。現状把握やニーズ調査を行い、担い手を支えるための
2 取組みを検討する。

3 医療的ケア児の健やかな成長を図るため、家族からの相談支援や各ライフステージにつなぐ役割
4 などを担う「医療的ケア児コーディネーター」を設置するなど相談体制の整備を進める。

5 **2) 認知症の人とその家族を支える取組み**

6 認知症高齢者は高齢化率を上回り増加している。認知症の方が尊厳を持って地域で安心して暮ら
7 し続けられるよう適時適切な支援体制を強化するとともに、認知症の方を支える家族への支援を引き
8 続き行う。また、認知症に理解ある地域づくりを推進するため、市民の認知症理解の促進や地域の見
9 守り意識の醸成に取り組む。

10 **3) 生活困窮者への支援**

11 生活困窮世帯は、複合的な課題を抱えていることも多く、コロナ禍以降、若年層等の新たな要支援
12 対象が顕在化している。貧困の連鎖を断ち切るため、就労支援等の必要な支援に確実につなげられ
13 るよう関係機関との連携を強化し、課題解決に向けた伴走型の支援を推進する。

14 **4) 障害のある全ての人が自分らしい生活を送るための取組み**

15 障害のある方も、住み慣れた地域の中での生活を継続していくことができるよう、本市ならではの地
16 域共生社会を実現していく必要がある。そのために、それぞれのライフステージにおいて、個々の障
17 害特性に応じた支援を受けることができるような相談体制を全市的に構築していく。障害のある方の
18 自立した生活を支え、ケアマネジメントを支援する相談支援事業所や相談支援専門員への支援や、
19 市と地域活動支援センターの連携強化に取り組む。

20 医療技術の進歩や障害福祉制度の充実等により、障害が重度でも高齢になっても地域で暮らす方
21 が増えており、障害福祉サービスの充実が求められている。一方で、サービスを提供するための人材
22 が質・量ともに不足しており、様々な施策をとおして事業所や支援員の支援を行う。

23 障害のある方の地域生活の充実を図るために、就労や余暇活動などを含めた多面的な社会参加
24 が促進されるように、他分野の施策との連携を図る。

25 **5) 権利擁護と成年後見制度の利用促進**

26 今後も増加が予想される認知症、知的障害のある方等の判断能力が不十分な方の権利擁護と成
27 年後見制度の利用を促進し、本人と家族の安心につなげる。

28 **6) 見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進**

29 地域とのつながりが希薄になりがちなひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれる中で、社会的に孤
30 立しない地域づくりや仕組みづくりを進める。また、こころの病を抱える人が増加していることから、コロ
31 ナ禍の影響等社会情勢の変化を注視する。自殺防止に関する各施策の点検及び評価を行うとともに、
32 自殺の特徴の動向を把握しながら、各施策を展開する。

33 **7) 災害時に支え合える体制づくりの推進**

34 災害時に一人で避難することが困難な要介護者や障害のある方等配慮が必要な人について、限ら
35 れた資源の中で支え合える体制づくりを進めるとともに、防災訓練などを通じて、体制の実行力を高
36 めるための取組みを進める。

1 基本施策4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み

2 1)地域を支える福祉活動を担う人材の拡大

本市が誇る高い市民力の源泉である各地域福祉団体は、活動されている方の高齢化や担い手不足が課題となっている。特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動の場が制限され、新しい担い手の発掘や確保が困難となっている。必要な人材の年齢層や職種に応じた戦略的な広報や適任者の情報共有を行うとともに、シニア支え合いポイントなどの地域福祉活動の導入となる制度を活用し、潜在的な地域福祉活動の担い手を発掘し確保する必要がある。

2) 誇りとやりがいをもって働き続けるための福祉人材の確保と育成・質の向上

少子高齢化が進展し、生産年齢人口が減少する中、離職者も多い福祉人材の確保と定着は喫緊の課題である。福祉に従事する人への支援を強化し、本市の福祉分野で働くことのメリットを強く打ち出す必要がある。

介護・福祉人材の確保と育成を一体的に行う地域包括ケア人材育成センターが実施してきた事業を検証し、各事業のさらなる充実・連携を図る。

まちぐるみの支え合いを推進していくうえで要となる在宅介護・地域包括支援センターにおける体制強化、育成方法について検討する。

3)福祉専門職の採用

市民の福祉ニーズが複雑化・多様化する中、市職員にも高度なケースワーク力や地域の相談支援機関に関するバックアップ能力の強化が求められており、福祉分野での業務を中心に担う職員の育成が必要になってきている。次期人材育成基本方針の改定にあわせた、社会福祉士等の資格保有を要件とする福祉専門職の採用については議論すべき課題である。

2 基本施策5 新しい福祉サービスの整備

1)複合的なニーズに対応した新しい施設の整備

今後さらに高まる医療や介護等の複合的なニーズに対応するため、本市の地域特性に合わせた、小規模・多機能・複合型の新たなサービス及び施設について、公有地の活用も含めて計画的に整備する。

また、一斉に更新時期を迎えている高齢者施設について、更新中のサービス提供の継続に留意しながら、個別施設ごとに検討を進める。

建て替えについての方向性が示された武蔵野市障害者福祉センターについては、今後もその役割を担うための改築事業を、計画的に進めて行く。

2)地域共生社会に対応したサービスの提供

(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会の統合について、社会経済情勢の大きな変化に伴い、公の果たすべき役割が大きくなっている中、主に行財政改革の視点から統合を検討していくかは議論すべき課題である。また、両団体の老朽化した社屋の建て替えに加えて、「地域共生社会推進の拠点」としての機能と役割を実現する観点からも検討する。

1 (2) 子ども・教育

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

全ての子どもは、一人ひとりの個性に応じた、健やかな成長が保障されなければならない。子どもたちが希望を持ち、健やかに過ごせるよう、それぞれの子どもと子育て家庭に対するきめ細かで切れ目のない支援を行う。

2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

父母・保護者が子育てを適切に行えるよう、教育・保育・子育て支援施設、地域団体・NPO等と連携し、協力して、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、子育てしやすいまちづくりを進める。

3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

次代を担う子どもたちを健全に育成するという目標を地域社会全体で共有し、実践していくため、市民、企業や店舗、子ども・子育て関係団体等、多様な主体による事業を展開するとともに、保育人材や地域の担い手等の確保・育成を推進する。

4 子どもの「生きる力」を育む

子どもの多様性を尊重し、子ども自身が遊びや体験を含めた様々な学びにより、自ら課題に気づき他者と協働しながら課題を解決する力など、新しい時代に必要となる資質・能力や、個に応じた自信と生涯にわたって続く学ぶ意欲を育むよう、多様な施策を推進する。

また、子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、指導及び相談支援の体制を充実させる。

5 教育環境の充実と学校施設の整備

多様化する教育ニーズに応えるために、教員が教育に注力し、子どもと向き合うための時間を確保する。また、学校と地域とが一体となって子どもの成長を支えることができるよう、協働体制をより充実させる。

一方、学校施設の老朽化が進み、市立小中学校は更新時期を迎えるため、人口動態も踏まえた長期的な視野に立ち、整備を進めていく。

2

3 基本施策1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

4 1)子どもの権利を保障する取組みの推進

5 子どもの最善の利益を尊重する社会の実現に向け、現在、子どもの権利条例(仮称)の制定を目指
6 している。子どもの権利を保障するための新たな取組みについて検討するとともに、既存施策につい
7 ても、必要な見直し、充実を図る。また、子どもに関わる施策について、子どもが意見を表明できる機
8 会の確保と、子どもの意見を代弁できる人材の育成を行う。

9 2)子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制の構築

10 児童福祉法等の改正を受け、児童福祉と母子保健による一体的な相談体制を構築するため、こど
11 も家庭センターの設置及び地域子育て相談機関の整備を行う。

1 母子保健、療育、教育等に係る相談支援機能を、保健センターの大規模改修及び増築によって整
2 備する複合施設内に設置し、多部門、多職種の連携による相談支援体制を構築する。

3 東京都で多摩地域に新たな児童相談所の設置を予定しており、今後の動向を注視していく。

4 3)福祉専門職配置による相談支援体制強化

5 相談内容が多様化・複雑化・困難化し、専門性が必要とされる相談、分野横断的な課題が増えてい
6 る。福祉分野の業務を中心に配置される専門性を持った職員の育成のため、次期人材育成基本方針
7 にて必要な検討を行い、福祉専門職の計画的採用・育成を行う。

4)ケアを必要とする家族がいる家庭全体への支援のあり方の検討

9 ヤングケアラー、8050 問題等現行の枠組みでは支援が困難な問題を抱える家庭が顕在化している。
10 ケアを必要とする家庭全体を支援するための相談のあり方、18歳以上となったケアラーへの継続的
11 な支援体制について検討する。

基本施策2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

1)多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化

15 多様な子育て支援ニーズに対応するため、子育て支援団体と行政機関等のネットワークを構築し、
16 地域の力を活かした子育て支援を行うとともに、保育施設等の、職員の専門性を活かした子育て相談
17 の機会を充実させるなど、地域全体で取り組みを進める。

18 また、保育施設等を利用していない世帯への支援を充実させるとともに、多様化する保護者の働き
19 方に対応するため、保育施設や幼稚園における一時保育(一時預かり)事業の拡充を図る。

2)保育の質の向上に向けた取り組みの推進

21 保育施設の整備により、待機児童対策が進展した一方、開設から 10 年未満の保育施設が全体の
22 半数を超え、保育の質のさらなる向上が求められている。各園の保育内容の充実に向けた支援、保
23 育士等の確保・定着の促進、園内の環境整備、安全性の担保等の取り組みを総合的に進めながら、市
24 全体で保育の水準を高めていく。

3)小学生の放課後施策の充実

26 全ての就学児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域子ども館事業を
27 充実させる。低学年児童の待機児童を出さないよう、学童クラブの整備を行うとともに、4年生以上も受
28 け入れ可能な民間学童クラブについて、新規開設した施設の状況を見ながら、開設支援のあり方を
29 検討する。また、国の基準に沿った第三者評価を活用し、質の向上を図る。

基本施策3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

1)まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進

33 地域社会全体で子どもと子育てを応援するため、市民や事業者との連携、協働の事業を推進する
34 とともに、保育人材や、子ども・子育てを支える地域の担い手等の確保・育成に努める。また、市として
35 子どもを大切に、子育て家庭を応援するというメッセージを積極的に発信していく。

1 基本施策4 子どもの「生きる力」を育む

2 1) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

3 子どもの発達は一貫したものである。幼児教育における遊びを通じた豊かな体験が小学校教育に
4 引き継がれ、子どもの「生きる力」がさらに育まれていくよう、幼稚園、保育園等と小学校の連携を進め、
5 幼児教育と小学校教育のより円滑な接続を確保する。

6 2) 青少年健全育成事業の充実

7 子どもが様々な経験を通じて「生きる力」を身に付け、地域への愛着を高めることができるという観
8 点から、むさしのジャンボリー事業をはじめ、体験活動を大切にする事業の充実を図る。

9 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもや若者への支援を充実するとともに、子どもの
10 ための多様な居場所づくりを推進する。

11 3) 全ての学びの基盤となる資質・能力の育成

12 学校改築と連動したラーニングコモンズとしての学校図書館のあり方についての検討や、学校図書
13 館サポーターの機能の拡充を進める。

14 次期端末のあり方を含めた今後の運営方針として策定した「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指
15 針」に基づき、一人1台の学習者用コンピュータを使った効果的な学習活動の展開やデジタル・シテ
16 ィズンシップ教育に関する実践の蓄積を進める。

17 国の動向を踏まえた上で、学習者用デジタル教科書の導入・活用を推進する。

18 4) 多様性を認め合い市民性を育む教育

19 様々な背景をもつ子どもたちが共に学び、各自のよさを発揮するという公立学校の強みを生かして、
20 児童・生徒一人ひとりの活躍の促進、多様な考えを出し合う・話し合う・認め合う教育活動を推進する。
21 また自己肯定感・自尊感情の実態把握を行う。

22 武蔵野市民科に関する研究開発校の取組成果の各校への還元、地域の特色を生かした各学校の
23 取組みの推進、保護者・地域への積極的な情報発信を行う。

24 長期宿泊体験活動については、アンケート調査結果を踏まえた効果的なあり方を検証する。

25 5) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

26 インクルーシブ教育システムについて、理解を深め推進するために、交流共同学習支援員や校内
27 支援体制を拡充し、通常級と特別支援学級相互の交流及び共同学習のさらなる推進を図る。また、教
28 職員や保護者、地域住民への情報発信や学校、教職員への支援を強化する。

29 第五中学校における知的障害特別支援学級の増設、医療的ケアの必要な児童生徒への支援体制
30 の整備を行い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導、支援の拡充を図る。

31 6) 不登校対策の推進と教育相談の充実

32 課題を抱える児童生徒が自分の居場所や学習機会を持つこと、また社会的な自立に向かうことを
33 目指し、今後計画されている武蔵野市立保健センターの増築及び施設整備で、総合相談機能を設置
34 する計画も踏まえて、教育支援センターの機能強化や、全小中学校に常駐型の家庭と子どもの支援
35 員を配置することの検討、学校外の多様な学びの場の拡充と関係機関とのネットワーク強化を行う。

1 基本施策5 教育環境の充実と学校施設の整備

2 1)教育力の向上をもたらす教職員の働き方の追求

3 週当たりの在校時間が60時間を超える教員ゼロを目指し、「先生いきいきプロジェクト2.0」として拡
4 充してきた市講師をはじめ、教育を支える人員体制の効果検証、見直しを図る。

5 2)質の高い教育を維持するための人材の確保と育成

6 教員が校内や市内の研修に留まらず、主体的に学び、研鑽を深めていこうとする姿勢を、各学校の
7 管理職や関係機関との連携等により育む。

8 教員免許更新制に代わる国や都の方針を踏まえた新たな教員研修制度を推進する。

9 各校が特色ある教育活動を推進していくために、開かれた学校づくり協議会の機能強化として、学
10 校運営協議会機能を活用した教員公募を実施する。

11 3)学校と地域との協働体制の充実

12 社会に開かれた教育課程を通して学校・家庭・地域が目標を共有し、持続可能な協働体制を構築
13 できるよう、市立全小・中学校で現在行われている開かれた学校づくり協議会の機能を強化する。令
14 和5(2023)年1月に報告予定の「学校・家庭・地域の協働体制検討委員会報告書」に基づき、「開か
15 れた学校づくり協議会の運営ガイドライン」を作成し、学校・家庭・地域の協働に関する試行をモデル
16 校2校において2年間行う。その効果検証及び検証結果を踏まえ、全校実施へと移行していく。

17 4)学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保

18 武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、新しい時代の学びを実現する学校施設の改築を進め
19 る。また、令和8(2026)年度にそれまでの改築実績を踏まえながら、武蔵野市学校施設整備基本計
20 画の改定を行う。物価高騰による改築経費への影響も考慮して対応する。

21 改築するまでの施設についても、定期的な点検と計画的な保全改修を継続するとともに、児童生徒
22 数の増加、教育的ニーズの変化、施設の経年劣化、自然災害リスク等にも適切に対応し、良好な施設
23 環境を確保する。

24 給食調理施設については、学校教育における食育推進と安定的な給食の提供を行うため、武蔵野
25 市給食・食育振興財団と連携し、学校改築にあわせ小学校の自校調理施設の整備を進める。

26 5)持続可能な部活動の在り方の検討

27 市立中学校における部活動については、学校と関係団体の現状や今後の連携を鑑み、拙速な地
28 域移行を行わず、部活動指導員の充実(質と量の確保)、体育協会との連携をはじめとした地域人材
29 の確保(コーディネート機能)、外部講師の活用など、教員の働き方改革の観点から本市としての取組
30 みを進める。

(3) 平和・文化・市民生活

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

1 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築

全ての人が、性別、性自認、性的指向、年齢、国籍、文化、障害の有無等にかかわらず、その個性と能力を生かせる環境をつくり、生涯にわたりいきいきと、豊かで安心して生活することができる地域社会をつくるため、一人ひとりの命と人権が守られる真に平和な状態を保ち、多様性を認め合い尊重し合う社会を構築していく。

2 災害への備えの拡充

災害による被害を最小限に抑えるため、事前予防の取組みを行うとともに、迅速な災害対応のため、応急対応力の強化や応急活動体制の整備を進める。近年の災害の教訓等を踏まえ、武蔵野市地域防災計画の見直しを行う。また、地震災害については、速やかに都市機能を復旧し、被災者の生活を取り戻すための震災復興のあり方や進め方を検討する。

3 安全・安心なまちづくり

安心を実感できるまちづくりを一層進めるため、適切な方法での情報提供、見せるパトロール等を通じて、地域ぐるみで防犯力の向上を図る。また、特殊詐欺、悪質商法、テロ、サイバー犯罪等による被害の防止に向けて、警察、消防、商店会等の関係機関・団体と連携し、啓発、対策、訓練等に継続的に取り組む。

4 地域社会と市民活動の活性化

市民による自主的なコミュニティづくり、市民と行政との連携・協働の活動等により積み上げられてきた知恵と経験を生かしつつ、課題の解決に向けた取組みが進むよう、地域コミュニティの活性化や市民活動への支援策の充実を図っていく。

5 豊かで多様な文化の醸成

全ての人にとって魅力あるまちであり続けられるよう、都市文化の可能性をさらに研究しながら、これまでに築き上げられてきた文化を大切に守り育て、発展させていく。武蔵野市文化振興基本方針に基づいた文化施策の展開及び都市観光の推進を図るとともに、多様性を認め合う市民文化をさらに醸成するため、都市・国際交流を通じた相互理解、異文化理解を深めていく。

6 多様な学びや運動・スポーツ活動の推進

市民の能動的な学びの環境づくりを進め、参加と学びの循環を作り出すとともに、子どもの学校外での学習等の活動の充実を図っていく。

市内の文化財については適切な収集・保管を行い、歴史公文書については管理・活用を進める。図書館では、読書ならでの楽しさや喜びを提供するとともに、知りたいことや課題解決を支えるサービス提供を一層進める。

市民が自由に気軽に運動・スポーツに親しめる環境整備や機会の提供を行う。

7 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興

取り巻く環境が時代とともに変化する中で選ばれるまちであり続けるため、都市や地域の抱える様々な課題に市民、事業者、関係団体及び行政が一体となって取り組む。

市内三駅圏の特性を生かした都市型産業を育成し、本市の魅力の発信や地域の産業振興を図っていく。

また、産業としての農業を継続するための支援を進めるとともに、農地の保全を図る。

1

2 基本施策1 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築

3 1)多様性の理解及び男女平等施策の推進

4 すべての人が、性別、性自認、性的指向に関わりなく、その個性と能力を生かし、生涯にわたりいき
5 いきと生活できるよう、引き続き多様性を認め合い尊重し合う社会の構築に向けた取組を進める。

6 本市は、武蔵野市男女平等の推進に関する条例を改正し、令和4(2022)年4月1日よりパートナー
7 シップ制度を開始した。また、東京都が同年 11 月よりパートナーシップ宣誓制度を導入したことに伴
8 い、受理証の相互活用に向け、東京都との連携協定を締結した。今後、パートナーシップ制度に係る
9 適用施策等の拡充に向け検討を進める。同制度の市民や市職員への理解促進及び周知啓発にも継
10 続的に取り組む。

11 また、令和5(2023)年度に次期男女平等推進計画を策定する。策定にあたっては、令和4(2022)
12 年度実施の男女平等に関する意識調査の結果や国・都の動向を踏まえることとし、男女平等推進審
13 議会へ諮問を行う。

14 2)平和施策の継承

15 本市は戦時中、市内にあった軍需工場を目標に空襲を受けたことから、昭和 19(1944)年にはじめ
16 て空襲を受けた11月24日を「武蔵野市平和の日」とし、平和への取組みを行っている。戦後70年余
17 り経ち、当時の戦争体験者が高齢化し戦争体験の直接の伝承が難しくなっていることから、体験者の
18 記憶を残し次世代に伝えていく方法等、平和施策のあり方について検討する必要がある。また、時間
19 の経過とともに散逸等の恐れがある民間保有の戦争関連資料の保存等についても研究する。

20 3)多文化共生社会の形成

21 国は平成 30(2018)年に外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を決定し、以降毎年改訂
22 するとともに、令和2(2020)年に地域における多文化共生推進プランを改定し、地方公共団体に対し
23 て多文化共生推進に係る計画・プランの策定・改定を要請した。これを受け、本市では令和4(2022)
24 年度に多文化共生推進の基本的な考え方及び施策の方向性を示す指針となる多文化共生推進プラン
25 (仮称)を策定し、これに基づき多文化共生社会の形成に向けた取組みを推進していく。あわせて、
26 外国人市民の円滑なコミュニケーションと社会参加の実現のため、既存の日本語教育を行う団体と連
27 携しながら日本語教育に取り組む。

1 基本施策2 災害への備えの拡充

2 1)災害への備えの拡充

3 今後、30年以内に70%以上の確率で首都直下地震等の発生が予想されている。10年ぶりに見直しが行われた東京の新たな被害想定を踏まえ、啓発活動や支援による市民の防災力向上、住宅や緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化促進、無電柱化への取り組み等を通じて、減災に向けたまちづくりを一層推進する方策を検討していく。

7 気候変動の影響により、今後は降雨量や洪水発生頻度の増加が見込まれている。河川と連携した下水道施設整備の検討や雨水浸透施設等の設置推進を図るなど、あらゆる関係者の協力のもと流域における治水対策を推進していく。

10 また、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、大規模災害や風水害等に備えた即応力の強化や迅速な復旧・復興の実現のために、災害対応力向上の取り組みと多様な組織との連携による防災体制の確保を推進していく。市外からの人的物的応援・支援を円滑に受けるための受援計画等の実行性について検証を行っていく。

15 基本施策3 安全・安心なまちづくり

16 1)安心して暮らし続けられるまちづくり

17 市内の刑法犯認知件数は平成14(2002)年のピーク時に比べ大幅に減少したが、さらなる体感治安向上を図るため、「見せるパトロール」や「地域の防犯力向上」の取り組みを進める。一方、特殊詐欺の発生件数は高止まりしているとともに、手口も巧妙化しているため、警察等の地域の関係機関と連携し、防止活動の継続と、被害にあった際の消費生活相談の活用の周知に取り組む。また、世界的な政情不安のなか、ミサイル発射やテロ発生などの様々な脅威に対する対応の備えや、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた、新型感染症に対する体制の再構築など、危機管理体制の充実を図る。

24 基本施策4 地域社会と市民活動の活性化

25 1)時代に合ったコミュニティのあり方検討と市民活動の連携

26 本市は、昭和46(1971)年のコミュニティ構想に基づき、市民運営のコミュニティセンターを中心としたコミュニティづくりを進めてきた。全市的な町内会の体制を取らず、市民が主体的・自発的に地域のまちづくりに取り組んできた点は大きな特徴である。

29 現在、コミュニティ協議会をはじめ、福祉の会など地域別に組織された団体、テーマ性を持つNPOなど多くの団体が多様な活動に取り組んでいる一方、各団体が担い手不足や相互連携等の課題を抱えている。これらの課題解決のための取組みを検討する必要がある。

32 2)コミュニティセンターのバリアフリー化

33 エレベーターが未設置の中央コミュニティセンターと本町コミュニティセンターについて、バリアフリー一面の課題を解決するため、具体的な対策を検討する。

35 3)市民活動の活性化

36 令和3(2021)年度の第二期市民活動促進基本計画策定時には、市民活動の継続にあたって資金

1 確保、広報、活動拠点などの課題が挙げられ、他団体との連携・協働のニーズやコロナ禍でのオンラ
2 インの取組みも確認された。市民活動への参加を促進する取組みや市民活動の広報、オンライン活
3 動、多様な主体間の連携・協働などへの支援を進めていく必要がある。

4 5 **基本施策5 豊かで多様な文化の醸成**

6 **1)都市・国際交流事業の推進**

7 本市は海外6都市、国内9都市との間で、友好都市交流関係を結んでいる。海外交流事業につい
8 ては、青少年の相互交流を通じて、多様な文化への理解の促進を図る。また、国内交流事業につい
9 ては、都市と地方、消費者と生産者が交流し友好を深めるため、アンテナショップ「麦わら帽子」や市
10 民交流ツアーの相乗効果を図るとともに、友好都市の魅力の発信、相互理解の促進を図る。

11 **2)文化施設の再整備等による文化振興の推進**

12 令和3(2021)年度に示された文化施設の在り方検討委員会報告書を踏まえ、今後の文化施設の
13 活用や整備について検討が必要である。

14 武蔵野公会堂は設備の老朽化やバリアフリー化等の課題を抱えているため、令和4(2022)年度に
15 改修等の基本計画を策定し、市民文化の拠点として再整備を行う。

16 芸能劇場は、利用の実態等を踏まえ、古典芸能の保存等という設置目的を再検討するとともに、老
17 朽化している各種設備を更新する必要がある。

18 松露庵は築後80年が経過し、調査の結果、建物の物理的限界に近いことが判明したため、古瀬公
19 園の今後の利用方法を含めた施設のあり方について多面的に検討する必要がある。

20 **3)文化・スポーツ・生涯学習の施策の連携**

21 令和4(2022)年度に旧文化事業団と旧生涯学習振興事業団が合併し発足した文化生涯学習事業
22 団では、文化・スポーツ・生涯学習の効果的な事業連携による市民サービスの向上を目指している。
23 合併による効果を発揮し、ブランディングの強化が図れるよう市も適切な指導監督を行うとともに、文
24 化・スポーツ・生涯学習に関する市の施策について、事業団と連携して展開していく必要がある。

25 26 **基本施策6 多様な学びや運動・スポーツ活動の推進**

27 **1)生涯学習施策の推進**

28 武蔵野プレイス、武蔵野地域五大学、社会教育関係団体等、多くの活動主体によって、市民が多
29 様に学ぶための環境が維持されている。さらに生涯学習を推進するため、人生100年時代や社会環
30 境の変化に対応した個人の学び直しや、学びを通じた人々と地域のつながりづくり等について取り組
31 んでいく。また、社会教育委員、武蔵野文化生涯学習事業団等と市で連携し、個人の学びを他者へ
32 伝える仕組み作りを検討する。

33 さらに、学校教育活動を支援・補完する体験学習などの生涯学習活動について推進していく。

34 図書館は、ICT等をさらに活用することで、すべての人への適切な読書環境の提供と読書支援に
35 取り組む。また、地域課題解決に取り組む機関等が図書館の資源を活用できるよう、場の提供や情報
36 発信等の連携を行う。子どもたちの生きる力が育まれるよう、これまでの実績を踏まえさらに子ども読

1 書活動を推進していく。そして、それらの役割を果たすためには、図書館行政を担う人材の育成が必要である。

3 武蔵野ふるさと歴史館は、様々な機会を通じて、シビックプライドを醸成する事業を行う。地域の歴史、文化を次世代に伝えるため、歴史資料の収集基準を作成し、収蔵資料の価値づけを行うとともに、歴史公文書の利用の促進を図る。

6 他館、大学等との連携・協力や、サポーターの育成等により歴史館の人的総合力の向上を図り、広く教育、学術及び文化の発展に寄与する研究の成果を市民に還元する。図書館等と連携した収蔵品の一括検索システムを検討する。また、子どもや家族連れを対象とした事業の充実を図りながら、切れ目のない生涯学習支援を推進する。

10 **2)市民の誰もがスポーツを楽しめる環境の整備**

11 国際スポーツ大会のレガシーを生かし、性別、年齢、障害の有無に関わらず、市民の誰もがスポーツに親しむ機会を創出するため、子育て世代や働き盛り世代、高齢者や女性をはじめとする多様な主体が楽しむスポーツを推進していく。スポーツ活動の拠点である体育施設は老朽化が進んでいるため保全・改修工事を行う。温水・屋外プールは第二期武蔵野市スポーツ推進計画に示された方向性を踏まえ、現在の屋外プールの課題を解消しつつ、さらなる市民のスポーツ推進を図るため、屋外プールの廃止を前提として全天候型の屋内プールの充実を図る。

18 **基本施策7 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興**

19 **1)産業の振興**

20 第三期産業振興計画の推進を通じ、新型コロナウイルス感染拡大がもたらした社会の変化に合った産業振興施策を展開する。計画策定にあたっては、コロナ禍において市内事業者や市民生活を守るため、数々の緊急経済対策を講じ、あわせて効果検証も実施してきたので、得た知見を活かしている。

24 事業承継などの相談機能を追加し、「むさしの創業・事業承継サポートネット」を再編した。引き続き関係機関と創業から事業承継まで幅広い相談に対応可能な窓口を運営する。

26 関係団体等と協力しながら、産業の育成や産業と他分野の連携、商店会の環境整備、情報化・国際化への対応、多様な人材を活かす雇用・就労支援等に取り組む。

28 **2)まちの魅力向上を目指して**

29 コロナ禍における観光推進のあり方について、これまでのインバウンド型からマイクロツーリズム等の地域密着型へ再考するため、第三期武蔵野市産業振興計画の策定の際に議論する必要がある。

31 令和4(2022)年度より試行実施している産業連携プロジェクト「CO+LAB MUSASHINO(こらぼむさしの)」により、市内産業の横断的なコラボレーションを目指し、クリエイティブ産業を含めた本市の新たなチャレンジ事業として、新たな魅力創出を図っていく。また、映画・音楽・アニメーション・漫画等の市内に豊富にあるコンテンツを活かしたまちの魅力向上を推進する。ふるさと納税制度は都内の近隣住民へのPR手段としては有効であるため、積極的に活用し、まちの魅力に触れる機会を増やすことにより、本市への訪問者の増加を目指す。

1

2 **3)農業の振興と農地の保全**

3 市内農家戸数は漸減しており、高齢の従事者が依然として多い状況である。

4 そのため、将来にわたって農地の適正な肥培管理を継続させ、農地を保全していくために、都市農
5 地貸借円滑化法に基づく貸借の支援や農福連携事業の実施しながら、取り組んでいく必要がある。

6 しかし一方で、産業連携プロジェクト「CO+LAB MUSASHINO(こらぼむさしの)」にみられるような新
7 たな取組みに意欲的な若手農業者も多いため、JA東京むさし武蔵野地区等の関係機関とも連携しな
8 がら、さらなる農業振興を図る。

9 また農地は生産地としてのみならず、災害時の避難場所や雨水の涵養などをはじめ、都市におけ
10 る貴重な役割も担っているが、個人の財産であり、保全に関する行政の介入には限度がある。相続時
11 の売却面積を少しでも減らすために、経済的な支援を継続するなど、行政として側面的な支援を行う
12 とともに、他施策の可能性についても研究を進める。

1 (4) 緑・環境

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

1 刻々と変化する環境問題への対応

日々変化する環境問題に対応し、次世代に持続可能なまちを引き継ぐために、環境啓発施設エコプラザ(仮称)を拠点として、必要な情報の発信、各主体が連携できるような場や機会の提供等、様々な手法で活動を支援する。

また、一人ひとりのライフスタイルの転換や意識改革の必要性をより一層伝えることで、環境に配慮した行動を促す。

2 地球温暖化対策の推進

気候変動による自然生態系、水環境、市民生活等への影響が顕在化しているため、全市的なエネルギー施策を進めるとともに、市が率先して公共施設の省エネ化・スマート化を推進することで、各主体が環境負荷低減を意識したまちづくりを実践していくことを促す。

3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

本市が大切にしてきた緑や水辺等の豊かな街並みを次世代の子どもたちに引き継ぐため、「武蔵野市民緑の憲章」の基本理念を継承し、市民・事業者との連携を一層深めながら、緑を基軸としたまちづくりを推進していく。

4 省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築

市民、事業者及び市が、ごみの減量・分別の徹底、ごみの資源化に、それぞれの責任において主体的に取り組むとともに、安全かつ安定的なごみ処理を行いながら、環境負荷の低減や事業の効率化を進めることで、持続可能な都市の構築を目指す。

5 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保

日々生じている気候変動、グローバル化の進展等により、これまでの生活では起こり得なかったリスクが生まれているため、生活環境の変化に伴う新たな問題を的確に捉え、関係機関と連携し、被害の回避・軽減を図ることで良好な生活環境を確保する。

また、総合的な受動喫煙対策とまちの美化の推進に取り組む。充実させる。

2

3 基本施策1 刻々と変化する環境問題への対応

4 1)多様な主体のネットワークによる環境啓発の推進

5 「むさしのエコ re ゾート」が環境啓発施設の拠点として機能していくため、引き続き市民団体、事
6 業者等が環境啓発の担い手・主体として活躍できる場や機会を提供するとともに、活動に参加しや
7 すい仕組みづくり等、一層の活動支援をしていく必要がある。

8 環境フェスタをはじめとした各種イベント・講座等を通じ、環境活動団体や事業者等の活動及び
9 環境配慮行動について情報発信を行うとともに、団体間や市民との交流、協働のきっかけをつくり、
10 多様な主体のネットワークの構築を進め、環境啓発の取組みを推進する。

11

2) 良好な環境整備に向けた取組みの推進

緑は市民の共有財産という理念のもと、地域の市民の力で緑を守り育てるため、身近な緑に関心を持つことができる取組みを進める。また、より多くの市民が緑に関わる活動に参加できる仕組みづくりを推進する。

都市化の進展によって、雨水の地下浸透の減少による水循環機能の低下や気候変動に伴う局地的大雨等の浸水被害リスクに対応するため、引き続き、地下水の涵養等の水循環の保全・回復に向けた取組みや支援を行うとともに、重要性について啓発を行い、公有地や民有地での雨水浸透施設の設置等、健全な水循環への行動を促していく。また、水循環の機能に加え、良好な景観形成の効果が期待されるグリーンインフラの整備手法や仕組みづくりについて検討を行う。

基本施策2 地球温暖化対策の推進

1) 市民・事業者との連携と具体的行動に向けた機運の醸成

2050年ゼロカーボンシティ実現に向けて、市・市民・事業者が一丸となって取組みを進めていく必要があるため、気候市民会議における議論や国・都の取組みを踏まえながら、市民・事業者の行動を後押しする市が担うべき効果的な支援策を検討し、実施していく。

地球温暖化対策に関心が薄い市民等に対し、具体的な取組みを理解し、行動に移すように、また、事業者が魅力を感じ、継続的に地球温暖化に対する取組みを行うように、仕組みづくりや効果的な仕掛けを検討し、市域全体における取組みの機運を醸成する。

2) 公共施設における環境負荷低減の取組み

市民や事業者に対し建築物の省エネ等の取組みを促す観点からも、公共施設の改築等に際し、新たに策定する公共施設環境配慮指針に基づき、率先して省エネ等の対策を実施する。

公共施設の省エネ化とあわせて電力の再エネ化を推進していくとともに、自治体間の連携による再エネ電力調達のスキーム構築の検討を行う。また、エネルギー地産地消プロジェクト事業について、更なる効率的・効果的なエネルギー利用に向けた運用の最適化と総合的視点による枠組み見直しの検討を行う。

基本施策3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

1) 街路樹などの緑の保全・管理

本市では、自然樹形(樹種本来の形)を活かした街路樹の管理を実施しており、良好な街並み・景観を形成するうえで大きな役割を果たしている。一方で、高木化に伴い根上がり等で通行の支障になっていることに加え、枝葉が民有地へ越境するなどの課題が顕在化してきている。

路線毎に定期的な街路樹診断等を実施し、危険木については、診断等に基づく適切な樹木の保全を進める。また、市のシンボルや景観的な魅力となっている街路樹については、景観及び維持管理の視点から、地域資産として保全する手法を樹種変更も含め検討していく。

2) 緑の保全・創出・利活用

これまで、市民と共に緑の保全・推進に努めてきたが、時代と共に緑へ愛着や重要性に対する

1 意識が変化している。緑は、地域にとって誇れる財産であり、それに対する関心や理解を深めるた
2 めにも市民による自助、共助で緑を守り育てる取組みの重要性が高まっている。また、緑ボランティア
3 ア団体をはじめとする様々な活動主体でメンバーの固定化、高齢化が進んでいる。

4 緑被率の6割を占める民有地の緑の保全と創出とともに、地域の価値を高める緑化、都市に残る
5 貴重な農地の保全を行う。

6 財政的な要因等により公園緑地の拡充整備が困難になる中、既存ストック効果の有効活用、民
7 間との連携など公園緑地の柔軟な利活用について、社会実験等を行い検討する。

8 **3) 緑と水のネットワークの推進と森林整備**

9 豊かな街並みを創出するため、点在している緑と水辺を街路樹でつなぐことで重層的な緑と水
10 のネットワークを推進する。

11 住民一人あたりに対する公園面積の充足に向け、公園空白地域への重点的な整備や既存公園
12 の拡充等を行う。一方で、整備から30年以上が経過した公園緑地が全体の3割を越えるなどストック
13 の老朽化への対応、高木化、巨木化した樹木への対応等、ストックの効果的・効率的な維持管
14 理を行う。

15 広域的な緑を支えるための取組みとして、多摩地域の森林を健全に育成するとともに、市民の
16 自然とのふれあいを促し、森林資源の利活用と公益的機能の充実を図るため、二俣尾及び奥多
17 摩で森林整備事業を実施してきた。また、森林環境譲与税の新たな用途として、カーボン・ニュー
18 トラルの視点を取り入れ、新規の森林保全事業の立ち上げや森林由来のクレジット(環境価値の証
19 書)の購入等によるカーボン・オフセットの取組みの検討を行う。

21 **基本施策4 省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築**

22 **1) ごみ減量と合理的処理の推進**

23 新型コロナウイルス流行の影響等により、ライフスタイルやワークスタイルが変化し、これまで減少
24 傾向にあった市民1日1人当たりの家庭ごみ排出量は、令和元年度から増加に転じた。この増加し
25 た排出量を減少させるため、ごみ・資源物の発生抑制や排出抑制、ごみ処理の効率化について新
26 たな取組みを検討する。

27 また、令和4(2022)年4月施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律により、市
28 町村に対してプラスチック廃棄物全般を資源として収集することが努力義務化された。再資源化の
29 促進や家庭ごみ収集区分の見直しなど、ごみ減量、環境負荷の低減の観点から容器包装プラス
30 チックと製品プラスチックの収集のあり方について検討する。

32 **基本施策5 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保**

33 **1) 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保**

34 良好な生活環境を保全するため、特に影響の大きい東京都や開発事業者等が実施する大規模
35 事業等に対しては、周辺環境への配慮や適切な情報提供を求めていく。

36 コロナ禍により、在宅時間が長くなり、また近隣関係の希薄化や孤立化が進み、生活関連公害

- 1 の相談が大幅に増加していることから、市民の意識(譲り合い)啓発を図るとともに、孤立化させないためのネットワーク機能の構築を検討する。
- 2
- 3 また、ペットの多頭飼育崩壊やごみ屋敷に起因する周辺環境への影響の深刻化防止や解決に向けて、福祉の支援等の組織横断的な連携を図り、全庁的な取組みとして実施する。
- 4

1 個性あふれる魅力的な地域のまちづくり

都市空間が魅力的な場所であり続けるため、市民が自ら地域を豊かにする活動に取り組める環境を整備し、地域の実情にきめ細かく対応する必要がある、地域特性を生かしたまちづくりを推進するとともに、武蔵野市都市計画マスタープランにおいて土地利用の適切な誘導を促す。

また、武蔵野市景観ガイドラインに基づき、良好な景観形成等を図る。

2 将来にわたり持続性ある都市基盤づくり

老朽化した都市基盤施設等の安全性の確保や防災機能の向上のため、中長期的な財政状況、社会情勢の変化等を踏まえ、都市基盤施設等の計画的・効率的・効果的な更新や維持管理を実現していく。

(1) 道路分野

安全・安心な道路サービスを提供し続けていくために、効率的な維持管理に努め、市民と行政とが共に道路を維持管理していく仕組みを構築する。

(2) 下水道分野

安定的・持続的に良質な下水道サービスを提供していくため、経営の健全性の確保と計画的・効率的な下水道施設全体の管理を行い、下水道施設の機能確保を図る。

(3) 水道分野

水道水の安定供給を図るため、水道施設の適正な維持管理、更新等を行い、都営水道への一元化を目指した取組みを推進していく。

(4) 建築分野

災害等に対する安全性の確保や商業地、住宅地等のまちの環境の保全のため、民間関係機関と連携し、安心で秩序あるまちづくりを推進していく。

3 誰もが利用しやすい交通環境の整備

地域公共交通の充実による誰もが安全・安心に利用できる交通環境の確保及び自転車利用環境の整備を推進するとともに、交通に関する新技術を注視しながら、交通管理者、交通事業者等と連携し、市民の移動手段の充実を図る。

4 安全で快適な道路ネットワークの構築

未だ事業化されていない都市計画道路のうち、歩道幅員や自転車の走行空間が十分に確保されていないものについては、整備に向けた対応を行う。生活道路への安全対策として、地域交通の安全性や防災性の向上のため、交通安全の取組みや狭あい道路等の拡幅整備を行う。その他の事業化されていない都市計画道路や構想段階の区画道路については、社会情勢や交通需要を踏まえ、必要性の検証を継続的に行い、必要な見直しを進める。

5 安心して心地よく住み続けられる住環境づくり

安心して住み続けられる良好な住環境を形成するため、市民、地域、事業者、関連団体等と連携を図りながら、ハード・ソフト両面から住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。

6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり

市内三駅周辺において、それぞれの地域の魅力を生かしながら、活力とにぎわいを創出する取組みを推進していく。

(1) 吉祥寺駅周辺

地域住民、地元事業者、企業等と連携して、吉祥寺の新たな将来像に向けたまちづくりを推進するため、NEXTー吉祥寺に基づき、セントラル、パーク、イースト、ウエストの各エリアの特性を生かしたまちづくりに取り組んでいく。

(2) 三鷹駅周辺

三鷹駅北口街づくりビジョンに基づき、地域に関わる様々な主体と連携し、「住む人、働く人が集い、心地よく過ごす街」の実現に向けたまちづくりを推進する。

(3) 武蔵境駅周辺

武蔵境駅周辺の未整備の都市基盤について着実に事業を推進していく。市民、市民活動団体、事業者等による活動への支援を継続しつつ、駅周辺エリアの魅力を向上させ、発展させるための取組みについて検討する。

1

2 基本施策1 個性あふれる魅力的な地域のまちづくり

3 1) 計画的な土地利用の誘導

4 令和3(2021)年度に改定した武蔵野市都市計画マスタープランにおいて、都市機能の誘導手法等
5 を示した。高齢化の進展や働き方の変化などに対応するため、暮らしやすい生活圏の形成に向けて、
6 店舗などの生活支援施設の他、学習や仕事ができる民間施設などの誘導について研究する。業務施
7 設や産業支援施設、文化交流施設等の都市機能を誘導・集積していくため、地域の実情に合ったま
8 ちづくりの手法などについて研究する。また、必要に応じ、武蔵野市まちづくり条例や武蔵野市景観
9 ガイドライン等の制度や基準の見直しを行う。

10 2) 魅力的な道路景観の保全と展開

11 大人と子どもも親しみを感じることができる質の高い景観づくりが求められており、加えてシビック
12 ライドの醸成においても景観の重要性が増している。引き続き、武蔵野市まちづくり条例に基づく開発
13 調整や武蔵野市景観ガイドラインに基づく景観まちづくりに関するワークショップ等を行うことで、市民、
14 事業者等の意識向上を図る。市民、事業者等の意識の醸成を促進し、景観に関する考え方が広く共
15 有され、規制・誘導すべき内容が具体的になった場合は、景観行政団体への移行について検討する。

16 良好な景観形成、都市防災機能の強化、歩行者等の交通環境の向上を図るため、令和4(2022)年
17 度に武蔵野市景観整備路線事業計画(第2次)を見直した無電柱化推進計画(仮称)を策定し、今後
18 の無電柱化施策の方向性に基づき、様々な手法を活用して無電柱化の取組みを進めていく。

1 景観を構成する重要な要素である道路、公園緑地、公共施設等の整備については、武蔵野市景
2 観ガイドラインに示す景観の指針に沿って進める。また、樹種が本来持っている樹形を大切に街
3 路樹や、住宅地の花や庭木等、優れた沿道景観を形成するグリーンインフラなどにより質の高い緑を
4 保全する。

6 **基本施策2 将来にわたり持続性ある都市基盤づくり**

7 **1) 将来にわたり持続性ある都市基盤づくり**

8 **①道路**

9 将来にわたり安全・安心な道路サービスを提供していくため、道路総合管理計画に基づき、計画的、効
10 率的、持続的な道路管理を推進している。広域的な交通を支える伏見通りや駅前広場に接続し地域的な
11 路線である平和通りについては、適切な管理主体とするための課題を整理し、検討していく必要がある。ま
12 た、道路管理について「市民等への情報発信と協働・連携」を促進するため、その一環として令和2年度に、
13 アプリを活用した市民通報システムの本格導入し、今後は一層の活用を促進する。

14 **②下水道**

15 令和元(2019)年度策定の下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した下水道施設に対し
16 て、計画的・効率的な維持・修繕及び改築を進めるとともに、計画の評価・見直しにより精度向上を図
17 っていく。増加する老朽化対策に対し、安定的・継続的に下水道サービスを提供していくため、長期
18 包括契約方式を今後の本格導入も視野に入れながら、令和6(2024)より試行的に導入し、民間事業
19 者のノウハウを活用した執行体制の整備を進めていく。

20 また、昭和45(1970)年度から続く区部への汚水の暫定流入解消に向けた汚水送水先の切替や、
21 気候変動による降雨量増加に対応するための雨水排水能力の向上など大型建設事業に向けた課題
22 の整理や検討を進めていく。

23 今後、中長期に大型建設事業等の実施には多額の事業費が必要となる一方で、国の補助金等の
24 財源の確保は厳しい状況となっている。持続的な下水道事業の実現に向け、経営戦略に基づき、下
25 水道使用料等をはじめとする経営の在り方や方針の定期的な見直しを行い、より一層の経営健全化
26 に向けた取組を推進していく。

27 **③水道**

28 新型コロナウイルス感染症による社会動向の変化や節水機器の普及などの影響もあり、給水量や
29 料金収入は減少傾向となっている。一方、水道施設(浄水場・水源井戸・管路)の老朽化に伴う維持更
30 新や地震などの災害への速やかな対策を進めていく必要がある。このような状況は、全国的な中小規
31 模水道事業における共通課題であることから、国においても、水道事業の広域化・共同化を、経営基
32 盤強化の有効な手段の一つとしている。

33 本市においても、今後も市民に安全で安定的な水道水を供給していくため、引き続き都営水道一
34 元化に向け、具体的な課題整理等の協議を進めるとともに、一層の経営の効率化と管路の耐震化を
35 進め、水道施設の適切な維持管理を行っていく。

1 基本施策3 誰もが利用しやすい交通環境の整備

2 1)安全・安心な交通環境整備の推進

生活様式の変化や高齢社会の進展等による交通環境の変化に対応するため、高い水準の地域公共交通のネットワークの維持を図るとともに、交通結節点の利便性を向上し、高齢者や障害者、歩行者や自転車利用者等の市民誰もが利用しやすい安全・安心な交通環境の整備を推進する。

市内で自転車に関与する交通事故の割合は依然として高い状況にある。自転車利用の際の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、警察署や交通安全協会等の様々な関係団体との連携により、自転車の安全利用に関する教育や啓発を段階的かつ体系的に実施する必要がある。

2)ムーバスの持続可能な運行体系のあり方

持続的な交通事業の展開を図るため、ムーバスの事業展開や料金体系については、今後の市民サービスのあり方、受益者負担や公平性、事業効率性等の様々な視点から議論が必要である。

3)交通環境の改善に向けた自転車駐車場の検討

駅周辺の商業が集積するエリアでは走行自転車と歩行者との輻輳が課題となっているため、今後設置される自転車駐車場については、駅中心エリアから一定程度離れた場所に配置する等、自転車の走行動線及び駅周辺の歩行環境の確保を考慮し、配置の検討を行う必要がある。あわせて民間の附置義務自転車駐車場についても隔地誘導等について推進に向け検討する必要がある。

18 基本施策4 安全で快適な道路ネットワークの構築

19 1)都市計画道路の整備

都市計画道路などの骨格となる道路ネットワークの整備を推進するとともに、幹線道路に囲まれたエリアごとに適切な交通処理を検討し、地域の安全・安心の向上を図る。

第四次事業化計画で優先整備路線に位置付けられた都市計画道路については、沿道住民や周辺環境等への配慮について丁寧な対応を都に求める。なお、歩道が狭く安全性や防災性等に課題のある女子大通りについては、確実な事業着手を都に要請する。また、五日市街道や井ノ頭通りについては、歩行者や自転車の安全で快適な通行環境の確保に向け、引き続き都に事業化を要請する。

26 2)外環地下本線及び外環の2地上部街路への対応

都市高速道路外郭環状線は、事業者に対して「対応の方針」に基づく対応と、事業進捗に合わせ適時適切な情報提供を求めるとともに、安全・安心な事業の推進を要請する。外郭環状線の2は、話し合いの会の中間まとめの取りまとめを着実に進めること及び中間まとめについて広く意見を聞くこと、沿道区市との連携を図ることなどを都に求めていく。

31 3)安全・安心に通行するための道路空間等整備の推進

既存道路においては、限られた道路幅員のなかで、歩行者、自転車及び自動車がより安全に通行できるよう、道路改良等にあわせ、幅員構成の見直しや、防護柵の新設・改修などを実施しており、今後も道路構造のあり方について検討する。

生活道路については、区画道路や狭あい道路の拡幅整備を庁内関係課と連携するなどして進めるとともに、交通の円滑化と防災性の向上を図る。なお、生活道路への通過交通の流入による課題に対

1 しては、警察等の関係機関との連携や地域住民の理解・協力を踏まえて、周辺の道路状況に応じた
2 地域単位での安全対策の検討を行う。

3 4 **基本施策5 安心して心地よく住み続けられる住環境づくり**

5 **1) 安心して心地よく住み続けられる住環境づくり**

6 住宅は生活の基盤であるとともに、まちを形づくる基本的な要素である。今後も安心して住み続けら
7 れる良好な住環境を形成するため、空き住宅等の対応も含めた良質な住宅地の維持・誘導、老朽化
8 した分譲マンション等の耐震化や再生に向けた支援、居住安定への支援等の住宅施策を総合的か
9 つ体系的に推進する。

10 新たな住宅セーフティネット制度を踏まえ、高齢者、障害者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者
11 に対する支援等については、武蔵野市あんしん住まい推進協議会(居住支援協議会)を設置し、福祉
12 や不動産関連団体との連携の強化を図った。今後は、住宅確保要配慮者への支援方法や新たな支
13 援策等について検討が必要である。

14 また、市営住宅や福祉型住宅については、適正な維持管理等を図るとともに、今後の市営住宅・福
15 祉型住宅の整備や管理のあり方等について議論が必要である。

16 17 **基本施策6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり**

18 **1) 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり**

19 **① 吉祥寺駅周辺**

20 令和元(2019)年度に多様な主体による対話・議論の下、吉祥寺グランドデザインを改定した。令和
21 3(2021)年度には吉祥寺グランドデザイン 2020 で示された将来ビジョンの実現に向け、NEXT-吉祥
22 寺を改定し、吉祥寺駅周辺のまちづくりを進めている。様々な人が親しみ、集い、活気と魅力があるま
23 ちであり続けるため、引き続き、都立井の頭恩賜公園等の自然環境、回遊性や界限性を備えた商業
24 地、閑静な住宅地等、これまでに蓄積された資源を活用しながら、**市民、事業者等**と連携してまちづく
25 りに取り組む必要がある。

26 セントラルエリアは、ハーモニカ横丁をはじめとした吉祥寺ならではの魅力を有しているが、耐震性
27 や老朽化の進行等の問題を抱えている。区画道路の整備促進、附置義務駐車場や駐輪場の適正配
28 置、地区計画の策定による合理的な土地利用等により建築物の建て替え促進を図る必要がある。あ
29 わせて、築50年が経過したエフエフビルについて、今後の吉祥寺のまちづくりを見据え、更新を視野
30 に入れたあり方を検討する必要がある。

31 パークエリアは、市の基本的な考え方や今後の進め方を**市民、事業者等**に丁寧に説明したうえで、
32 対話の場を設け、合意形成を図りながら一体となって武蔵野公会堂を含めたまちの将来像を立案し
33 ていく。また、パークロードにおける歩行者とバスの輻輳や井ノ頭通りにバス乗場があることによる交通
34 渋滞等が課題である。事業中の南口駅前広場の整備促進に加え、吉祥寺大通りや周辺街区を含め
35 た交通結節点のあり方についても検討する必要がある。

36 イーストエリアは、幅員の広い吉祥寺大通りや鉄道により駅や隣接エリアからの連続性が乏しいこと

1 から、今後は地域のニーズや政策的に誘導すべき機能を明らかにし、イーストエリア内に点在する市
2 有地の活用や民間活力の導入により、人の流れを誘引する目的を創出する必要がある。

3 ウェストエリアは、歩行者交通量が多い道路に進入する自転車や自動車への対応や景観に配慮し
4 た道路空間の整備等、住環境と商業環境の調和に留意したまちづくりを多様な主体とともに進める必
5 要がある。

6 ②三鷹駅周辺

7 三鷹駅周辺は、三鷹駅北口街づくりビジョンに位置付けられた「住む人、働く人が集い、心地よく過
8 ぐす街」の実現のために、ワークショップやオープンハウス、研究会を実施する等、地域に関わる様々
9 な主体と連携しながらまちづくりに取り組んできた。早期に一定の整備を目指す補助幹線道路の整備
10 を契機とした交通環境の変化を見据え、様々な主体の意見を踏まえながら三鷹駅北口交通環境基本
11 方針の策定とともに、土地利用や緑・にぎわいの街づくりの視点を含めた三鷹駅北口街づくりビジョン
12 の改定を行う。あわせて駅前広場の交通機能や滞留空間の充足については面的な市街地再編も視
13 野に検討を進める。

14 ③武蔵境駅周辺

15 武蔵境駅周辺は、「うるおい・ふれあい・にぎわい、これからのまち武蔵境」を定め、南北一体のまち
16 づくりに取り組むとともに、地元商店街や各市民団体による「にぎわい」をコンセプトに、魅力あるまち
17 づくりに取り組んできた。平成 30(2018)年度に実施した南口のバリアフリー整備など駅周辺の都市基
18 盤整備が進んでいる。引き続き、武蔵境駅北口の区画道路や天文台通り等の駅周辺の道路整備に
19 取り組む他、地域が主体となったまちなぎわいづくりを継続的に支援し、駅周辺エリアの魅力を向
20 上させる取組みを進めていく。

1 (6) 行財政

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

1 市民参加と連携・協働の推進

高齢世代のほか、まちの将来の担い手として期待される若者、子育て世代、転入者等の市政や地域への参加を促し、その活動を支援して、地域への愛着を高め、市民自治によるまちづくりの発展を図る。

より丁寧で効果的な市民参加手法を整え、市民・市民団体をはじめとする様々な主体との連携・協働の取組みを推進していく。

2 効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション

様々な手段を活用し、市民に確実に市政情報を届ける仕組みを構築するとともに、市民の多様なニーズ、地域が抱える課題等を的確に把握するため、広聴手段の充実を図る。

また、住み続けたい・住みたい・訪れたいとの思いを高める本市への愛着の醸成に取り組み、来街者も含めた広い対象に対してシティプロモーションを戦略的に進めていく。

3 公共施設等の再構築と市有地の有効活用

個々の公共施設等の維持・更新にとどまらず、本市の将来像を見据えた総合的な視点で新たな価値を創造する「再構築」の考え方を持って、武蔵野市公共施設等総合管理計画を基に取組みを推進する。

また、市有地を有効に活用し、市民サービスの拡充を図るとともに、持続可能な財政運営を行っていくため、管理コストの節減と歳入の増加にも一体的に取り組む。

4 社会の変化に対応していく行財政運営

経営力の強化と行財政改革を推進し、限られた経営資源を優先度の高い施策に積極的に配分していく。ICTを積極的に活用し、市民サービスの質、業務の正確性・効率性の向上や、職員のワーク・ライフ・マネジメントの実践につなげていく。また、市政運営上の様々なリスクへの取組みをさらに強化していく。

財政援助出資団体の経営改革等を支援し、適切な評価と指導・監督を行っていく。

5 多様な人材の確保・育成と組織の活性化

既存業務の効率化と再構築を進めるとともに、職員の資質と能力を伸ばし、多様性を最大限に生かして、組織力の向上を図るため、先進的な行政に資する有為で多様な人材の確保・育成の強化と、各職員が十分に力を発揮できる環境づくりや人事・給与制度の改善に取り組む。

※以降は、第7回策定委員会(12月23日開催)で提示予定